

第3次宇都宮市男女共同参画行動計画

認め合い 尊重し合い 支え合い
共に築こう かがやく未来

平成25年2月

宇 都 宮 市

はじめに

現在、少子高齢化の一層の進展や人口減少時代の到来、世界的な経済情勢の悪化など、我が国を取り巻く社会環境は、大きな転換期を迎えつつあります。このような中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

本市では、「宇都宮市男女共同参画条例」の基本理念のもと、「第1次男女共同参画行動計画」におきましては、男女共同参画意識を醸成するための「基盤づくり」に重点的に取り組んでまいりました。また、第2次行動計画では、男女共同参画推進のための「環境づくり」に向けて男性の家庭参画の促進やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に積極的に取り組むとともに、配偶者からの暴力対策など、新たな課題にも対応してまいりました。

第3次となる本計画は、これまで進めてきた「基盤づくり」や「環境づくり」を土台として、市民一人ひとりが更に積極的な行動へと展開するステージを目指して、『認め合い 尊重し合い 支えあい 共に築こう かがやく未来』をスローガンに掲げました。スローガンには、性別に関わりなく、互いの個性や能力、多様な生き方を認め、尊重し合い、仕事、育児、介護、地域活動等を共に支え合うことで、男女が様々な分野に参画し、一人ひとりの個性が輝く男女共同参画社会を共に築こうという強いメッセージが込められています。

今後、目まぐるしく変化する社会環境に対応していくためにも、多様な人材が様々な分野で活躍し、男女がともに生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、教育関係者及び行政等が一丸となって「行動・実践」することが必要となります。これまで以上に、関係者をはじめ、市民の皆様の深い御理解と積極的な御参加、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重な御意見を賜りました男女共同参画審議会委員をはじめ、「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」に御協力いただいた方々、パブリック・コメントをお寄せいただいた方々など、多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成25年2月

宇都宮市長 佐藤 栄一



目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1 頁
1 計画策定の趣旨	1 頁
2 計画の位置づけ	3 頁
3 計画の期間	3 頁
第 2 章 男女共同参画を取り巻く課題	4 頁
1 男女共同参画社会をめぐる社会の動向と課題	4 頁
2 「第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画」等の取組評価に基づく 課題	12 頁
3 市民意識調査等に基づく男女共同参画の状況と課題	16 頁
4 課題の総括	27 頁
第 3 章 計画の基本的な考え方	29 頁
1 計画の基本理念	29 頁
2 計画のスローガン	30 頁
3 計画の基本目標	30 頁
4 目標値の考え方	31 頁
5 重点施策の考え方	31 頁
第 4 章 施策の展開	32 頁
1 計画の体系	32 頁
2 具体的な事業と事業の主たる対象者	34 頁
3 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着した社会の実現	36 頁
4 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の実現	43 頁
5 基本目標Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現	52 頁
第 5 章 計画の推進	57 頁
1 市民、男女共同参画推進団体、事業者、教育関係者との協働	57 頁
2 男女共同参画推進センターの充実	57 頁
3 推進体制	57 頁
4 計画の進行管理	58 頁
5 調査・研究	58 頁

参考資料	59 頁
1 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・ 栃木県・宇都宮市の動き	59 頁
2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	63 頁
3 男女共同参画社会基本法	74 頁
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	80 頁
5 宇都宮市男女共同参画推進条例	94 頁
6 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則	100 頁
7 宇都宮市男女共同参画審議会	102 頁

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成15年度に男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにした「宇都宮市男女共同参画推進条例¹⁾」を制定しました。

この基本理念を実現するため、第1次行動計画である「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」(平成16年2月策定)では、男女共同参画意識を醸成するための「基盤づくり」に重点的に取り組みました。また、第2次行動計画(平成20年3月策定)では、男女共同参画推進のための「環境づくり」に向けて、男性の家庭参画の促進²⁾やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和。以下「WLB」という。)を積極的に推進するとともに、配偶者からの暴力³⁾(以下「DV」という)対策などに取り組みました。

しかし、依然として、社会全体において男女の地位に不平等感や性別による固定的な役割分担意識があること、「仕事」と「仕事以外の生活」との両立では理想と現実に大きな乖離があること、意思決定の場への女性の参画が進まないこと、DVやセクシャル・ハラスメントなど特に女性に対する人権が侵害されていることなど、解決すべきさまざまな問題が存在しています。また、少子高齢化や人口減少の進展に伴い、企業や地域における多様な人材や担い手の確保なども課題になっています。さらに、東日本大震災後、私たちの価値観や考え方は大きく変わり、働き方の見直しや、防災分野における女性の参画などの必要性もあらためて認識されているところです。

こうした状況を踏まえ、「第3次男女共同参画行動計画」では、「I 男女共同参画の

¹⁾ 宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念の主な項目は下記のとおり。

- 1 男女の個人としての尊厳の尊重
- 2 性別役割分担を反映した慣行にとられない活動の自由な選択
- 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会における動向の留意と協調

²⁾ 男性が、掃除・洗濯・食事の支度・育児など、家庭生活に欠かせない仕事を積極的に行うこと。

³⁾ 事実婚や元配偶者から振るわれる暴力を含む。

第1章 計画策定にあたって

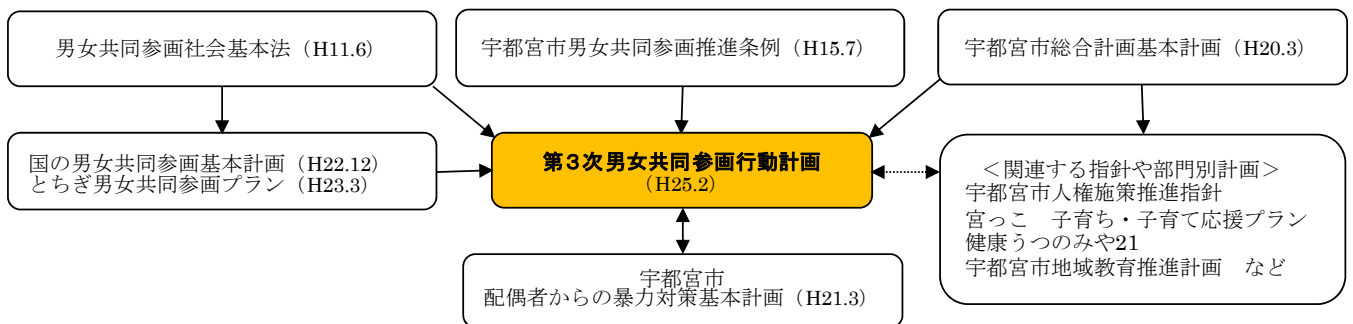
意識が定着した社会の実現」,「Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の実現」,「Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切に社会の実現」の3つを基本目標として掲げ,これまでの2次にわたる行動計画の取組を地域や社会での実践につなげるため,家庭,地域,学校,事業者,行政等が一丸となって「行動・実践」し,新たな課題に対応するための男女共同参画推進施策をとりまとめました。

本計画に基づき,男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に,そして重点的に取り組むことで,「宇都宮市男女共同参画推進条例」に掲げた基本理念の実現を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

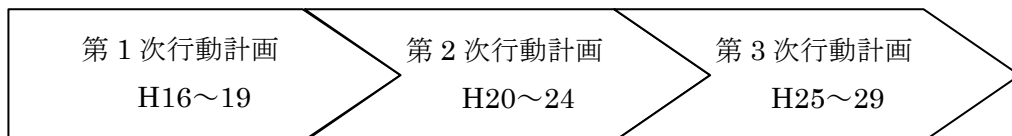
- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項⁴に規定する「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、「第5次宇都宮市総合計画」基本計画（VI「持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために」、基本施策3「市民の相互理解と共生のこころを育む」）の分野別計画です。
- (3) この計画は、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第8条第1項⁵に規定する計画です。
- (4) この計画は、「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の上位に位置づける計画です。

計画の位置づけ（イメージ図）



3 計画の期間

この計画の期間は、平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度までの 5 か年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、計画の期間でも必要に応じて見直しをする場合があります。



⁴ 男女共同参画社会基本法第14条（都道府県男女共同参画計画等）第3項

市町村は、（国の）男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）を定めるように努めなければならない。

⁵ 男女共同参画推進条例第8条（行動計画）第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

第2章 男女共同参画を取り巻く課題

1 男女共同参画社会をめぐる社会の動向と課題

男女共同参画を効果的に推進するためには、男女共同参画をめぐる社会動向を把握することが必要です。

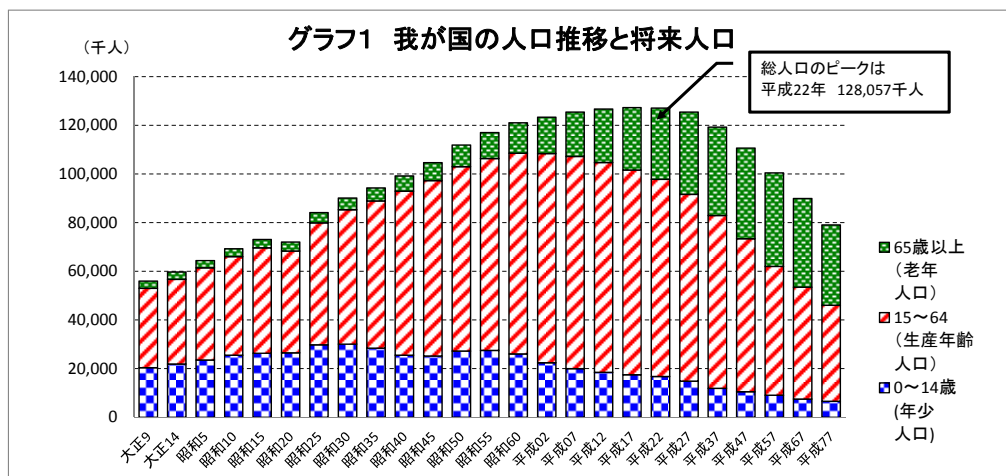
ここでは、男女共同参画推進施策を検討する上で欠かすことのできない、人口動態や国・栃木県の動向から、本市として取り組むべき課題を整理しました。

(1) 少子高齢化の進行

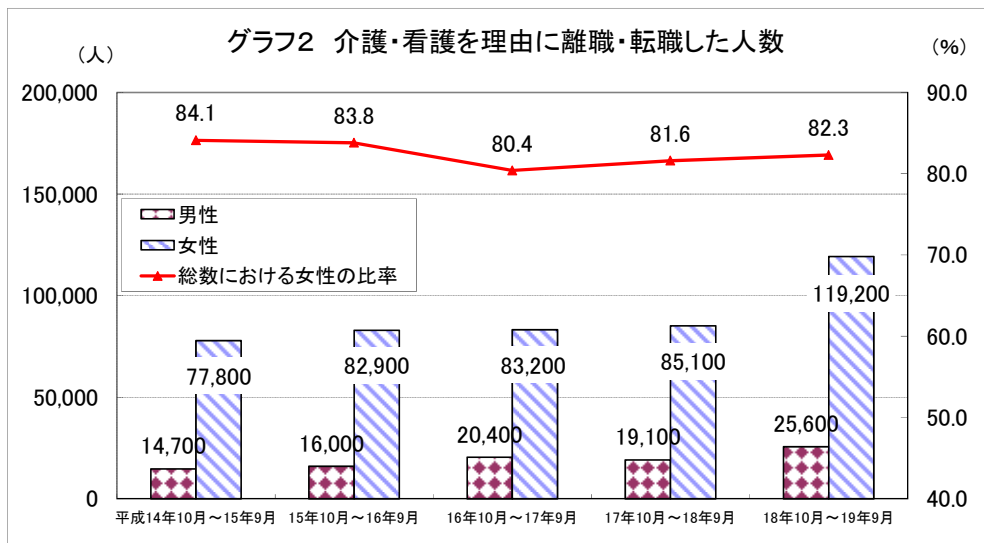
国勢調査や人口動態調査によると、我が国の総人口は平成22年の128,057千人をピークに減少傾向に転じ、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の割合は低下する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が高まると見込まれます【グラフ1】。

また、高齢人口の増加に伴い、介護・看護を理由に離職・転職した人数も増加傾向にあり【グラフ2】、今後、総人口に対する65歳以上の人口の割合は、平成22（2010）年の23.1%から2055年には40.5%を超えると推計されています【グラフ3】。老年人口の増加や生産年齢人口の減少は、本市においても同様の傾向が見られ【表1】、企業においては、子育てだけでなく、仕事と介護を両立できる働きやすい環境づくりが益々重要な課題になってくると予想されます。

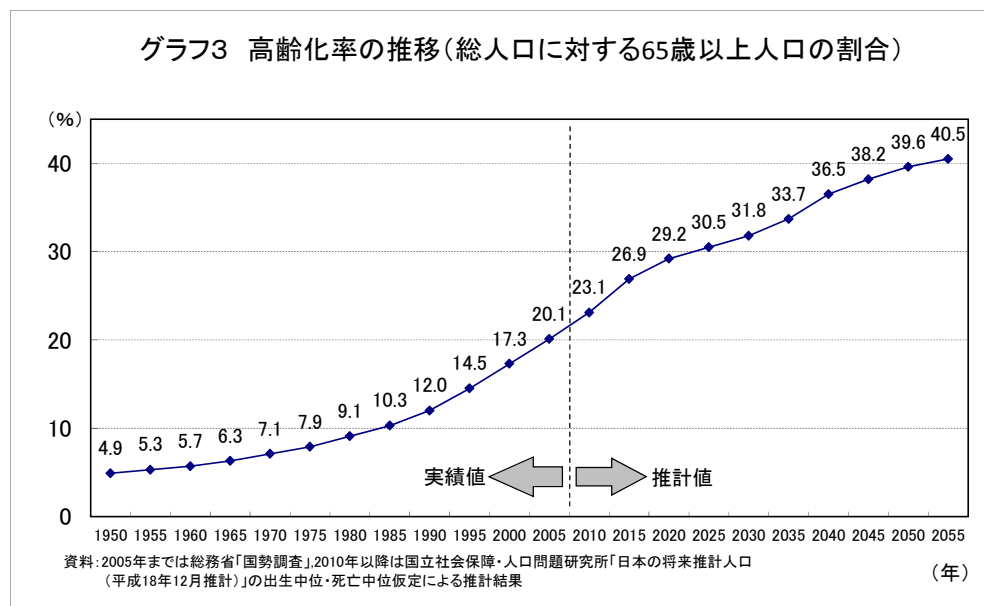
このため、男女が、互いに協力し、社会の支援を受けながら、子育てや介護・地域活動等、「仕事」と「仕事以外の生活」を両立できるよう、男性の家庭参画促進や女性の就労（継続就業・再就職・起業等）支援をはじめ、雇用環境や社会環境を整備することが必要です。



出典) 総務省統計局ホームページ



出典) 「就業構造基本調査」, 総務省, 平成 19 年



出典) 「平成 23 年高齢社会白書」 内閣府

表 1 宇都宮市における年齢構造別人口及び構成比

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
年少人口 (0～14歳)	72,839 (14.5%)	72,466 (14.2%)	69,640 (13.6%)	64,666 (12.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	344,573 (68.6%)	339,342 (66.6%)	328,847 (64.2%)	320,521 (62.8%)
老年人口 (65歳以上)	84,984 (16.9%)	97,840 (19.2%)	113,706 (22.2%)	125,238 (24.5%)

出典) 「第 5 次宇都宮市総合計画」平成 20 年, 宇都宮市

(2) 女性の社会進出と意思決定への参画

平成 22 年度の労働力人口に占める女性の割合は 42.0%と約半数を占め、平成 9 年以降は「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るなど⁶、女性の社会進出が顕著になっています。

しかしながら、女性の年齢階級別労働力率は、子育て期の 30 歳代に低下する「M 字カーブ」を描き【グラフ 4】、出産前に仕事をしていた女性の約 6 割が出産を機に退職しています。その理由としては、約 4 分の 1 が「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しい⁷」と回答しており【グラフ 5】、保育所における待機児童の解消など【グラフ 6】、女性が働き続けられる環境づくりが求められています。

また、国会・地方議会に占める女性議員の割合や、国家公務員・地方公務員の管理職に占める女性の割合、国や地方公共団体の審議会等に占める女性の割合など、政策・方針などの意思決定の場における女性の参画機会は依然として低水準であり【表 2】、東日本大震災後、防災分野における女性の視点を盛り込む必要性なども改めて再認識されています。

さらに、男女間に存在する不平等を明らかにする指標である「ジェンダー不平等指数⁸」を見ると、我が国は 146 か国中 14 位であります。経済・教育・政治・保健分野における各国内の男女間の格差を数値化しランク付けした「ジェンダー・ギャップ指数⁹」を見ると、我が国は 135 か国中 98 位となっていることから【表 3】、日本女性の能力や知識は諸外国より高順位にあるものの¹⁰、諸外国に比べて女性の能力が十分に生かされていない状況にあると言えます（いずれも 2011 年）。

このようなことから、男女が社会の対等な構成員として、さまざまな分野において、方針の立案や決定に参画する機会が確保されるとともに、個人の能力が最大限に発揮される社会づくりが必要です。

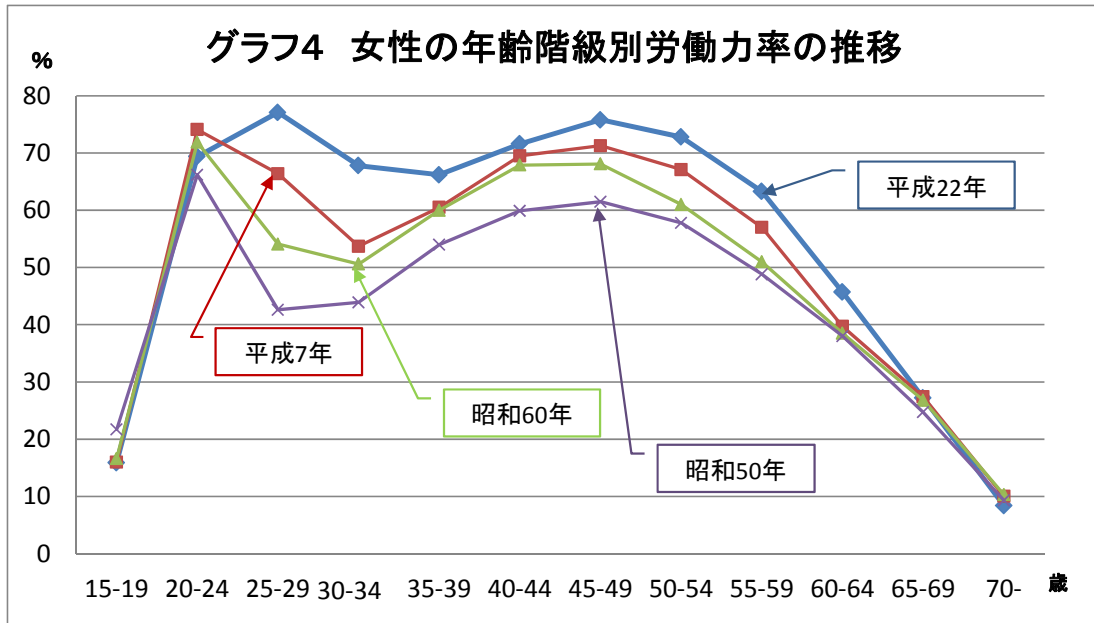
⁶ 平成 22 年の共働き世帯は 1,012 万世帯、片働き世帯は 797 万世帯。

⁷ 平成 22 年 4 月 1 日現在の待機児童数は 2 万 6,275 人と、3 年続けて増加しており、低年齢児（0～2 歳）の待機児童数が全体の約 82%を占める。

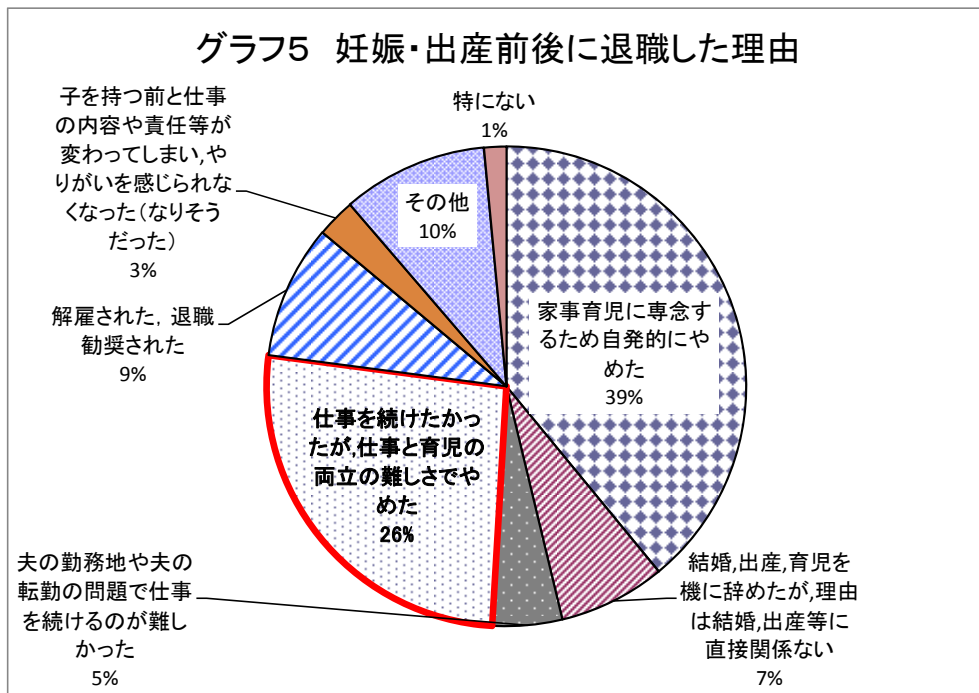
⁸ ジェンダー不平等指数（GII）：国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもので、保健分野、エンパワーメント、労働市場の 3 つの側面から構成されています。具体的には、女性国会議員の割合や出生数、男女別労働力率の割合等を用いて算出。

⁹ ジェンダー・ギャップ指数（GGI）：世界経済フォーラムが、経済・教育・政治・保健分野における各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、性別による格差を明らかにできる。0 が完全不平等、1 が完全平等を意味する。具体的には労働力率や管理職・専門職に占める比率、識字率、健康寿命、国会議員に占める比率等を用いて算出。

¹⁰ 人間開発指数（HDI）：国連開発計画（UNDP）による指標で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活の基準」という人間開発の 3 つの側面を測定したものである。具体的には、出世時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予想就学年数）、一人当たりの国民総所得を用いて算出。

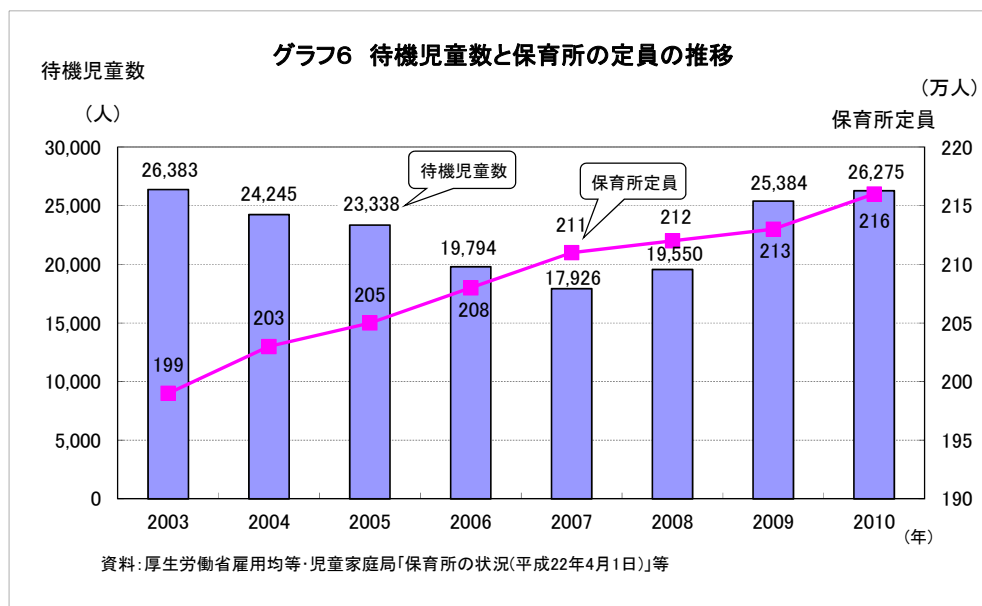


出典) 「平成 23 年度男女共同参画白書」 内閣府



出典) 「平成 23 年版子ども・子育て白書」 内閣府

第2章 男女共同参画を取り巻く課題



出典)「平成 23 年版厚生労働白書」厚生労働省

表 2 さまざまな分野における女性の参画状況

分野		女性が占める割合※
政治	国会議員 (衆議院)	10.9% (23)
	〃 (参議院)	18.2% (23)
	地方議員 (都道府県議会)	8.1% (22)
	〃 (市議会)	12.7% (22)
	〃 (宇都宮市議会)	10.4% (22)
行政	国家公務員管理職	2.2% (20)
	地方公務員管理職 (市区)	9.8% (22)
	〃 (宇都宮市)	6.3% (23)
審議会等	国の審議会委員等	33.8% (22)
	地方公共団体の審議会委員等 (市区)	27.1% (22)
	〃 (宇都宮市)	24.3% (22)
法律	弁護士	16.3% (22)
	裁判官	16.5% (22)
	検察官	13.6% (22)
民間企業	上場企業の役員等	1.2% (23)
農業	農業委員	4.9% (21)
医療	医師	18.1% (20)
	薬剤師	67.0% (20)
自治会	自治会長 (全国平均)	4.1% (22)
	〃 (宇都宮市)	2.1% (23)

出典) 出典は「平成 23 年版男女共同参画白書 (内閣府)」ほか。女性が占める割合は、調査時期が異なる場合がある。() 内の数字は調査年又は年度を表す。

表3 指標でみる女性の参画(2011年)

HDI (人間開発指数)			GII (ジェンダー不平等指数)			GGI (ジェンダー・ギャップ指数)			
順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値	
1	ノルウェー	0.943	1	スウェーデン	0.049	1	アイスランド	0.853	
2	オーストラリア	0.929	2	オランダ	0.052	2	ノルウェー	0.840	
3	オランダ	0.910	3	デンマーク	0.060	3	フィンランド	0.838	
4	米国	0.910	4	スイス	0.067	4	スウェーデン	0.804	
5	ニュージーランド	0.908	5	フィンランド	0.075	5	アイスランド	0.783	
6	カナダ	0.908	6	ノルウェー	0.075	6	ニュージーランド	0.781	
7	アイスランド	0.908	7	ドイツ	0.085	7	デンマーク	0.777	
8	リヒテンシュタイン	0.905	8	シンガポール	0.086	8	フィリピン	0.768	
9	ドイツ	0.905	9	アイスランド	0.099	9	レソト	0.766	
10	スウェーデン	0.904	10	フランス	0.106	10	スイス	0.762	
11	スイス	0.903	11	韓国	0.111	11	ドイツ	0.759	
12	日本	0.901	12	ベルギー	0.114	12	スペイン	0.758	
13	香港	0.898	13	スペイン	0.117	13	ベルギー	0.753	
14	アイスランド	0.898	14	日本	0.123	14	南アフリカ	0.747	
計187			計146			計135			
							98	日本	0.651

出典)「The Global Gender Gap Report 2011」World Economic Forum
「人間開発報告書2011 概要」国連開発計画

(3) 男女共同参画に関する法整備等

前計画である「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」の策定後(平成20年3月以後)、新たに整備された男女共同参画に関する法律等を見てみると、平成22年6月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(「育児介護休業法」)」が施行され、仕事と家庭生活等の両立支援に向けた環境が整備されました。

本市におきましては、待機児童の解消に向けた保育環境の整備や、保育ママ制度の導入などに取り組んでまいりましたが、今後、更に顕在化してくると予想される「仕事」と「介護」の両立支援を含め、WLBの実現に向けた環境整備が求められています。

また、DVについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」)」が平成21年1月に施行され、DV被害者の自立支援が明確化されるとともに、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

これを受けて、本市では、平成21年3月に中核市初となる「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定するとともに、同年7月より、DV被害者の「居場所」を整備し、心身回復や就労支援などを行う自立支援事業を開始しましたが、引き続き、DV被害者に最も身近な行政として、DVの防止啓発から被害者の自立支援に至るまで、一体的なDV対策に取り組む必要があります。

(4) 国の第3次男女共同参画基本計画の重点事項

国の「第3次男女共同参画基本計画」では、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」や「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」など、次の15分野を重点事項としています【表4】。

本市においては、国の重点事項との整合性を図りながら、クォータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクション(積極的改善措置)などに取り組む必要があります。

表4 国の「第3次男女共同参画基本計画」の概要

第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
第2分野	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
第3分野	男性、子どもにとっての男女共同参画
第4分野	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
第5分野	男女の仕事と生活の調和
第6分野	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
第7分野	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
第8分野	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
第9分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第10分野	生涯を通じた女性の健康支援
第11分野	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
第12分野	科学技術・学術分野における男女共同参画
第13分野	メディアにおける男女共同参画の推進
第14分野	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
第15分野	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

(5) とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）

栃木県が平成23年3月に策定した「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」では、「男性の男女共同参画への理解促進」、「DV被害者支援対策の推進」、「仕事と生活の調和の推進」などを同プランの特徴として挙げています【表5】。

表5 とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）の概要

基本目標	施策の方向	施策
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成	(1) 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し	①男女共同参画意識の醸成 ②男女共同参画を推進する啓発活動の充実 ③男性の男女共同参画への理解促進
	(2) 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	①男女平等を推進する学校教育の充実 ②男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実 ③男女共同参画を推進する学習機会の充実
	(3) 施策の方向3 人権に配慮した生涯にわたる健康づくりの推進	①男女、とりわけ女性の生涯を通じた健康保持の推進 ②性の尊重についての意識の醸成
	(4) 施策の方向4 女性に対する暴力の根絶	①女性に対する暴力を根絶するための啓発等の充実 ②DV被害者支援対策の推進 ③性犯罪防止対策等の推進
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進	(1) 施策の方向5 女性のエンパワーメントの促進	①女性の人材の育成 ②女性のチャレンジ支援の促進 ③県、市町村等における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
	(2) 施策の方向6 就労の場における男女共同参画の推進	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進 ②女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進 ③農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進
	(3) 施策の方向7 地域活動における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の促進 ②誰もが安心していきいきと暮らせるための取組
	(4) 施策の方向8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	①家庭生活における男女共同参画の促進 ②子育て・介護の社会的支援の促進 ③仕事と生活の調和に関する意識啓発の充実 ④仕事と生活の調和しやすい職場環境の整備促進
計画の推進 総合的な推進体制の充実		

2 「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」等の取組評価に基づく課題

本市では、「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」と「配偶者からの暴力対策基本計画」に基づき、男女共同参画に関する施策・事業を推進してきました。計画の取組評価や課題は下記のとおりです。

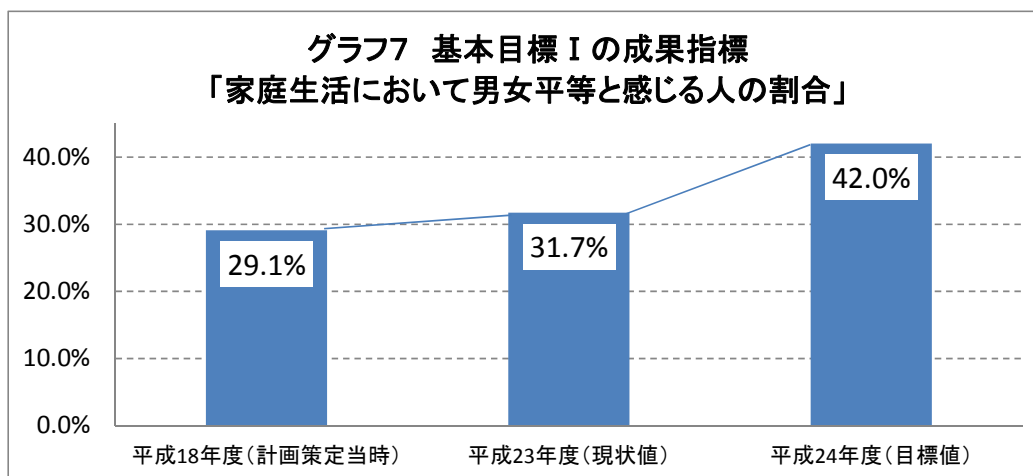
基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」では、基本目標Ⅰとして「男女共同参画についての理解を深める基盤づくり」を定め、男女共同参画推進団体との協働により「ときめく未来へ参画会議」を開催するとともに、男女共同参画推進講座の開催、広報紙・男女共同参画啓発誌の発行等、「男女共同参画の意識づくり（施策の方向1）」に取り組んできました。

また、幼少期や小学生の頃から、子どもの個性や能力を發揮できるように、幼児と接する機会が多い保育士を対象とした研修会の実施や、小学5年生を対象とした男女共同参画教育参考資料「かがやき」の配布・教育出前講座の実施、中学生を対象とした「男女共同参画社会づくり標語・イラストコンクール」の実施など、「男女共同参画の視点に立った教育の推進（施策の方向2）」に取り組んできました。

これにより、基本目標Ⅰの成果指標である「家庭生活において男女平等と感じる人の割合」（平成24年度の目標値：42.0%）は、平成18年度の29.1%から平成23年度は31.7%にやや向上しましたが、目標値には届きませんでした【グラフ7】。

このため、幅広い世代を対象に、市民の興味・関心が高いテーマを的確に捉えた講座の企画や啓発資料の作成などにより、男女共同参画についての理解を深める基盤づくりを更に推進する必要があります。



出典)「平成18・23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

基本目標Ⅱ 「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」

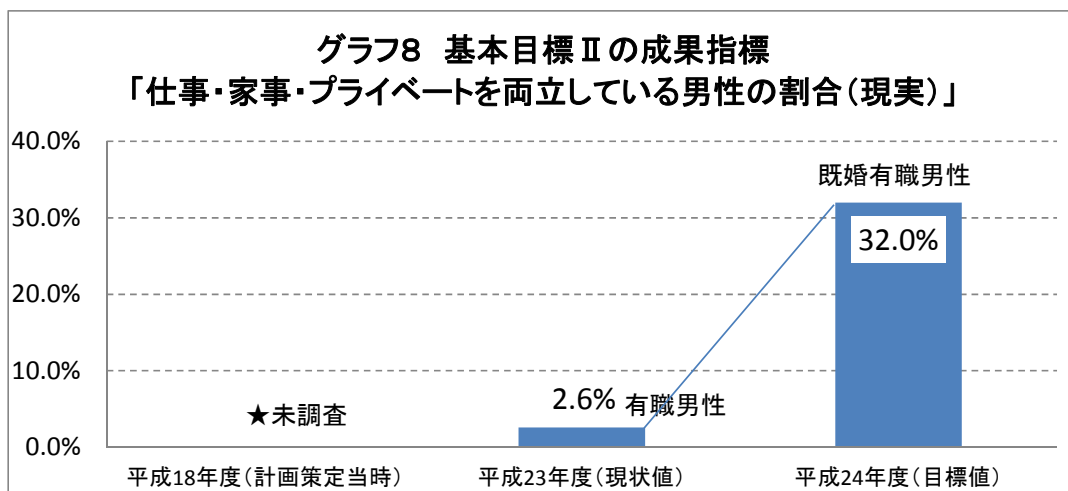
基本目標Ⅱとして「男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり」を定め、WLBのとれた社会の実現に向けて、企業や市民の理解・取組促進を図るため、企業向けWLB実践ガイドブックを新たに作成・配布するとともに、企業啓発セミナーや男女共同参画推進事業者表彰の実施、宮っこフェスタにおけるファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）の推進、女性の多様なチャレンジを支援するための再就職準備セミナーなどに取り組んできました。

また、市民のWLBの実現に向けた環境づくりとして、保育園や認定こども園の整備による待機児童の解消、延長保育や休日保育、病児・病後児保育の充実など、多様な保育サービスの充実を図ってきました。

基本目標Ⅱの成果指標である「仕事・家事・プライベートを両立している男性の割合（現実）」（24年度目標値：32.0%、既婚有職男性）は、理想の31.8%に対して現在は2.6%（有職男性）と、大きな乖離が見られました【グラフ8】。

WLBの推進は、景気の動向に関係なく、常に必要とされる視点であることから、企業の取組を促進するため、WLB実践ガイドブックの積極的な配布や、WLB推進のための意見交換会などを開催するとともに、男女共同参画推進月間などを活用し、市民にWLBの意義や重要性について広く周知・啓発する必要があります。

また、女性の再就職支援や相談会の実施などにより、さまざまな分野への女性のチャレンジ支援を拡充するとともに、男性の家庭参画促進に向けた意識啓発や、多様な保育サービスの提供など子育て支援の充実を図っていく必要があります。



出典)「平成18・23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり

※「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の取組評価を含む。

基本目標Ⅲとして「男女が互いを尊重し大切に作る社会づくり」を定め、女性に対する暴力防止のための啓発や、配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化に取り組んできました。また、「性教育サポート事業」や「性といのちの健康教育出前講座」、がん検診の実施など、「男女の生涯にわたる健康づくりの取組」を推進してきました。

DV 対策推進事業では、平成 21 年 3 月に中核市初となる「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、DV の防止啓発から被害者の自立支援に至るまで、総合的な DV 対策を構築しました。

DV 防止啓発においては、若年層に対するデート DV 防止啓発事業の充実に向けて、中核市で初めて中学生にデート DV に関する意識調査¹¹を実施し、その意識調査結果を踏まえ、中学生向けデート DV 防止出前講座を実施するとともに、全中学 3 年生に対してマンガやイラストを積極的に活用した啓発パンフレットを配布しました。また、養護教諭やスクールカウンセラー、民生委員児童委員等を対象とした研修会などを通じて DV や相談窓口についての理解促進・周知を図りました。

DV 相談の体制づくりでは、平成 20 年 4 月に配偶者暴力相談支援センターの機能を設置し、相談電話や相談員を充実し、急増する DV 相談に対応しました。また、相談窓口の周知に向けて、医療機関と連携し広報するとともに、外国人からの相談体制を新たに構築し、外国人向けの多言語リーフレットを作成・配布しました。

DV 被害者の自立支援については、平成 21 年 7 月に全国で初めて DV 被害者の「居場所」を整備し、DV 被害者やその子どもの早期自立や心身回復を図るための事業を実施したほか、同事業の全国的な広がりへ寄与するため、全国シェルターシンポジウム等において本市の取組を積極的に報告しました。

DV 対策の推進体制づくりにおいては、「DV 対策関係機関ネットワーク」の構成メンバーと連携しながら DV 相談事案に対応するとともに、DV 被害者民間支援団体と連携し、DV 被害者の自立支援事業の実施や、中学生向けデート DV 防止出前講座を実施しました。

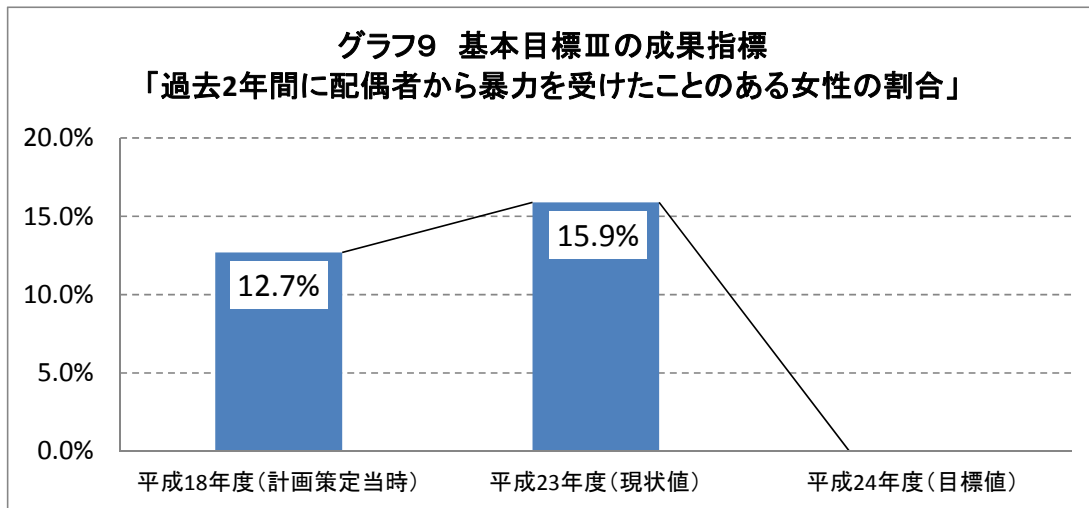
しかしながら、基本目標Ⅲの成果指標である「過去 2 年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」（24 年度目標値：0%に近づける）は、平成 18 年度の 12.7%から 23 年度は 15.9%とやや増加しました【グラフ 9】。これは、DV についての認知度が高まってきていることも一因として考えられます。

増加する DV に対応するため、若年層を対象にしたデート DV 防止啓発を強化すると

¹¹ 「男女間の人権意識に関するアンケート調査」宇都宮市、平成 22 年、市内中学校 3 年生計 8 校 974 名を対象に実施。有効回答数は 908 人（男子 450 人、女子 458 人）、回答率 93.2%、主な調査項目は、家族等との関係や自尊感情、性別による固定的な役割分担意識、異性間の暴力における対応、異性間の暴力への認識、DV についての認知・関心に関すること。

ともに、DV被害者の自立支援の充実などを図っていく必要があります。

男女の生涯にわたる健康づくりに向けた取組では、「性教育サポート事業」をはじめ、性や健康に関する正しい知識や情報を提供するとともに、妊婦健康診査やがん検診などライフステージや性差に応じた健康支援に取り組む必要があります。



出典)「平成18・23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

～ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画～

「ワーク・ライフ・バランス(WLB)とは、「仕事」と家庭や地域活動など「仕事以外の生活」との調和がとれて、これらが充実している状態を言います。

WLBを実現するためには、働き方を見直すことや時間の使い方などの自己管理を行うことが重要です。働き方を見直して仕事の効率が上がれば、自分の希望するさまざまな活動を行う時間が生み出されます。特に、仕事優先となりがちな男性が働き方を見直し、家事や育児等に積極的に参加することは、女性の社会進出の促進や男女共同参画の推進にもつながります。

また、少子高齢化による労働人口が減少するなか、企業が効率的な働き方を推進することで生産性が向上するとともに、仕事や家庭(育児・介護等)が両立できる職場環境をつくることで、優秀な人材の確保や勤労者のモチベーション向上にもつながります。

さらに、地域社会にとっても、仕事以外の時間を増やすことで、PTAや自治会、ボランティア活動などに現役世代が参加し活躍する機会が増え、コミュニティの絆が深まり、地域における男女共同参画も推進されます。

WLBの推進は、勤労者や企業、地域社会などに好循環が生まれると期待されており、今後、行政・企業・市民が共に連携し、取り組んでいく必要があります。

3 市民意識調査等に基づく男女共同参画の状況と課題

本市では、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」策定の基礎資料とするため、平成23年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その結果、新たに取り組むべき課題や市民のニーズなどが見えてきました。

アンケート調査の概要

(1) 調査目的

平成24年度に「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するにあたり、過去の市民意識調査や全国調査と比較検討しながら、男女共同参画に関する市民意識の現状や変化、地域性等を的確にとらえ、問題・課題等を明らかにし、今後の男女共同参画を推進する上での基礎資料とするもの。

(2) 調査期間

平成23年9月20日（火）～10月7日（金）

(3) 対象者

宇都宮市在住の20歳以上の男女，3,000人

(4) 調査方法

郵送によるアンケート調査

(5) 調査項目

- ア 男女平等意識
- イ ワーク・ライフ・バランス
- ウ 家庭生活
- エ 地域・社会参画
- オ 職業・就労
- カ 少子高齢化
- キ 男女の人権
- ク 男女共同参画に関する施策
- ケ 回答者の属性

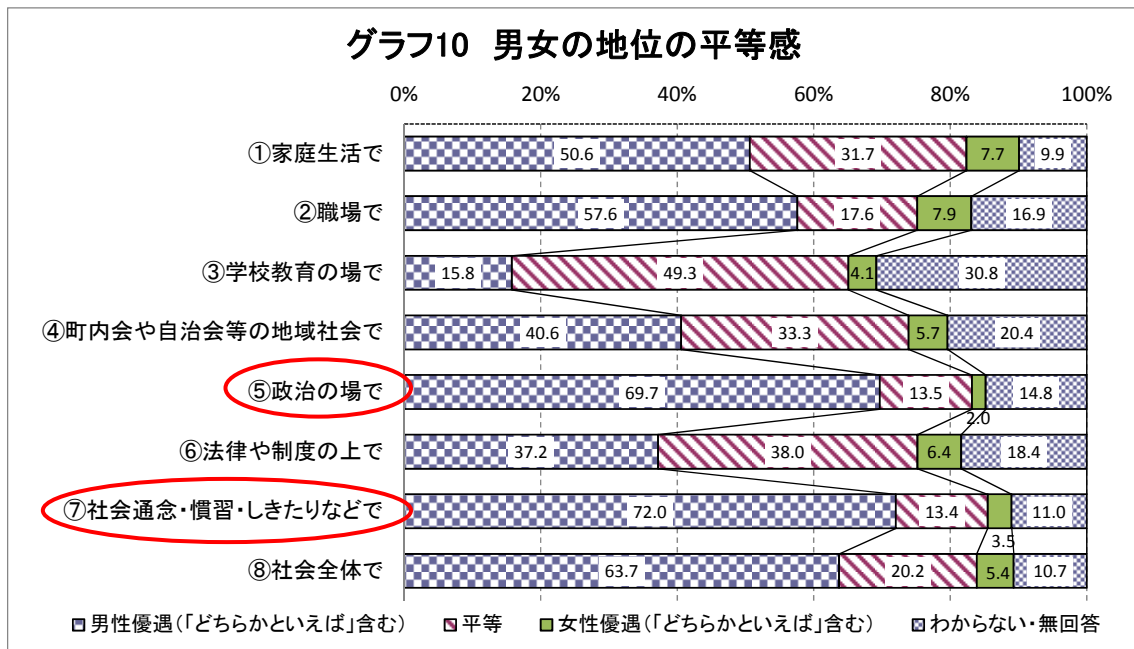
(6) 回収結果

		発 送		回 収	
		サンプル数	有効回収数	有効回答率	無効票(白票など)
全 体		3,000	1,473	49.1%	6
性別	女 性	1,500	853	56.9%	—
	男 性	1,500	614	40.9%	—
	性別不明	—	6	—	6

1 男女の地位の平等感

市民意識調査によると、男女の地位について、「学校教育」や「法律や制度」での平等は進んできていますが、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」では7割、「職場」や「社会全体」では6割、「家庭生活」でも5割の市民が「男性優遇」と感じているなど、未だに「男性優遇」の社会になっていることが分かりました【グラフ10】。

このため、家庭生活をはじめ、社会のあらゆる分野において男女平等と感じられるように、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発や、幅広い年代に対して、さまざまな機会を捉えながら、男女共同参画についての啓発活動に取り組む必要があります。



2 性別による固定的な役割分担意識

市民意識調査によると、炊事、洗濯、掃除、買い物など、家庭生活における夫婦の役割分担について、理想は「夫と妻の半々」としているものの、現実には「高齢者の介護」を除くすべての項目で、主に妻が担っていることが分かりました【グラフ11, 12】。

小学5年生の意識調査¹²によると、食事の支度や掃除・洗濯などの家の仕事は、5割の児童が「男女が力をあわせてやるのが良い」と答え、「女の方がやるのが良い」とい

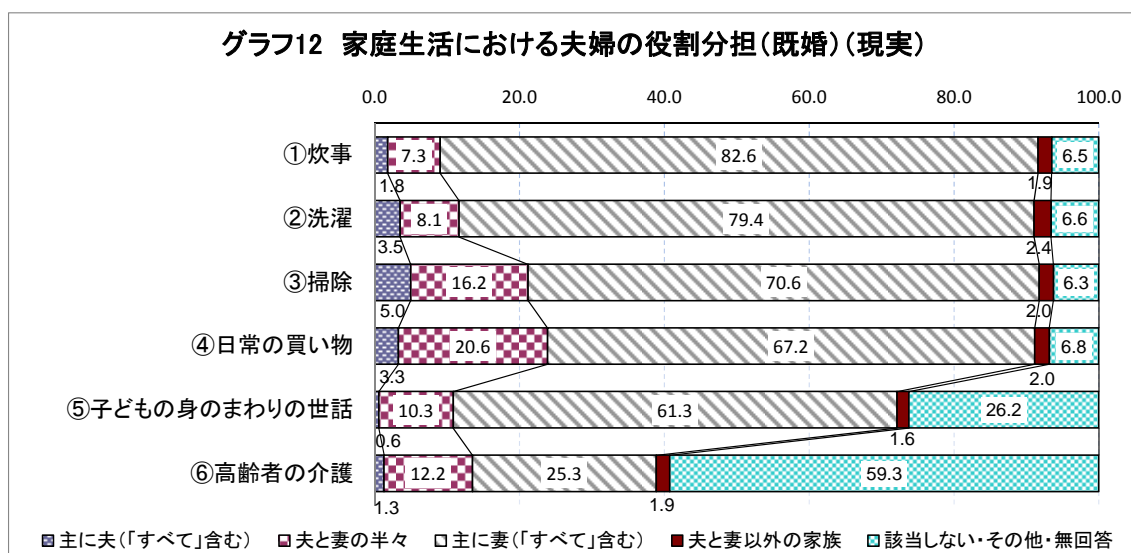
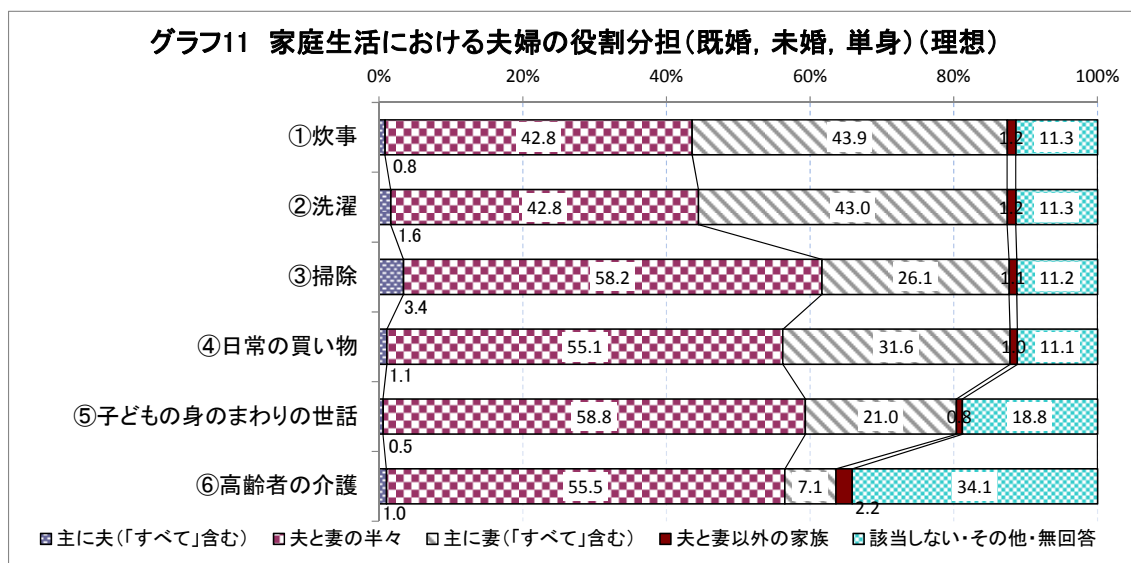
¹² 「平成23年度 小学5年生の男女共同参画に関する意識調査」, 宇都宮市, 市立小学校68校, 小学5年生4,752人(平成23年10月現在)のうち, 8校974人を抽出。有効回答数は890人(男子448人, 女子442人), 回収率91.4%。主な調査項目は, 男らしさ・女らしさ, 学校生活・家庭生活, 家事分担, 指導的役割を担うこと, 将来の職業について。

第2章 男女共同参画を取り巻く課題

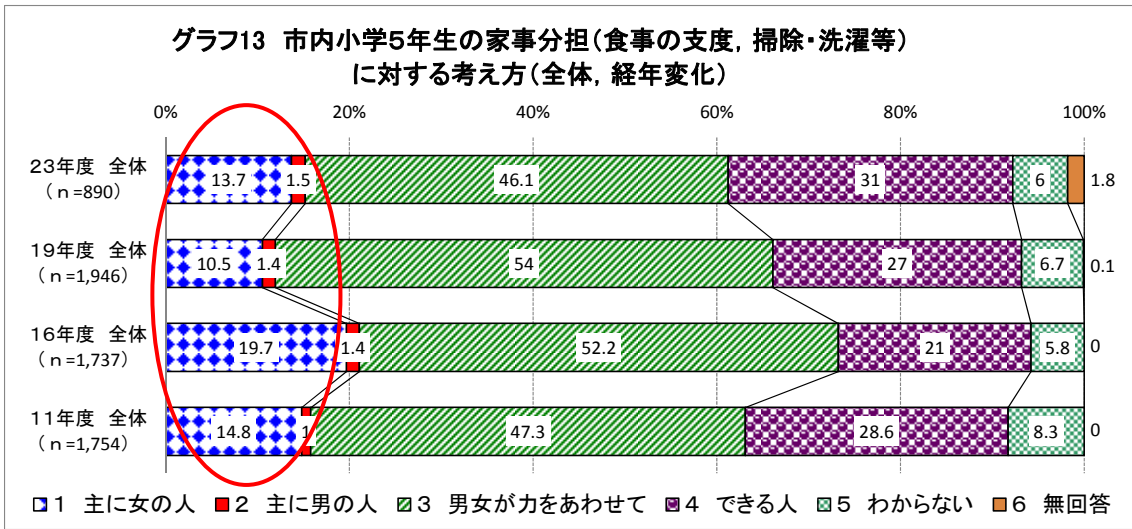
う回答は1割と、小学校における男女共同参画は進んできています【グラフ13】。

しかしながら、中学3年生の意識調査¹³では、6割強の生徒が「家事や育児は女性の仕事」だと思い、9割の生徒が「男性は結婚したら一家の中心として家族を養うべき」と答えるなど、性別により役割分担を固定化する傾向が既に見えてきています。

今後も、性別による固定的な役割分担意識の解消をはじめ、男女共同参画意識を醸成するため、幼少期から、発達段階に応じた継続的な学習・教育を推進する必要があります。



¹³ 「男女間の人権意識に関するアンケート調査」について詳細は14頁を参照。

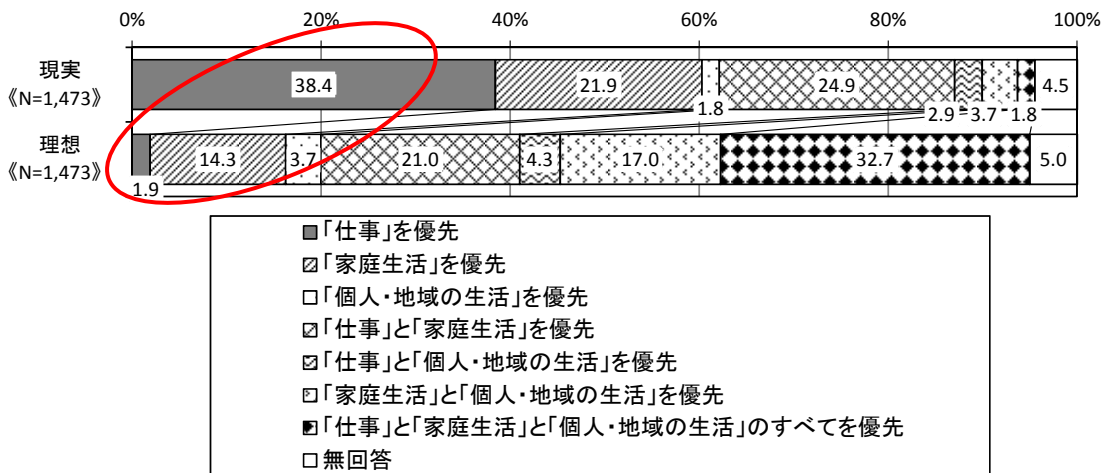


3 ワーク・ライフ・バランスについて

市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実について、3割の市民が『「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」のすべてを優先』を理想としながらも、現実には約4割が「仕事」を優先している状況であり【グラフ14】、特に、男性の「仕事」を優先する割合が高くなっています。

このため、自らの希望に沿って仕事や家庭生活・地域活動などに参画し、好循環を生み出す環境づくりが求められています。

グラフ14 ワーク・ライフ・バランスの現実と理想【全体】 現実と理想の比較

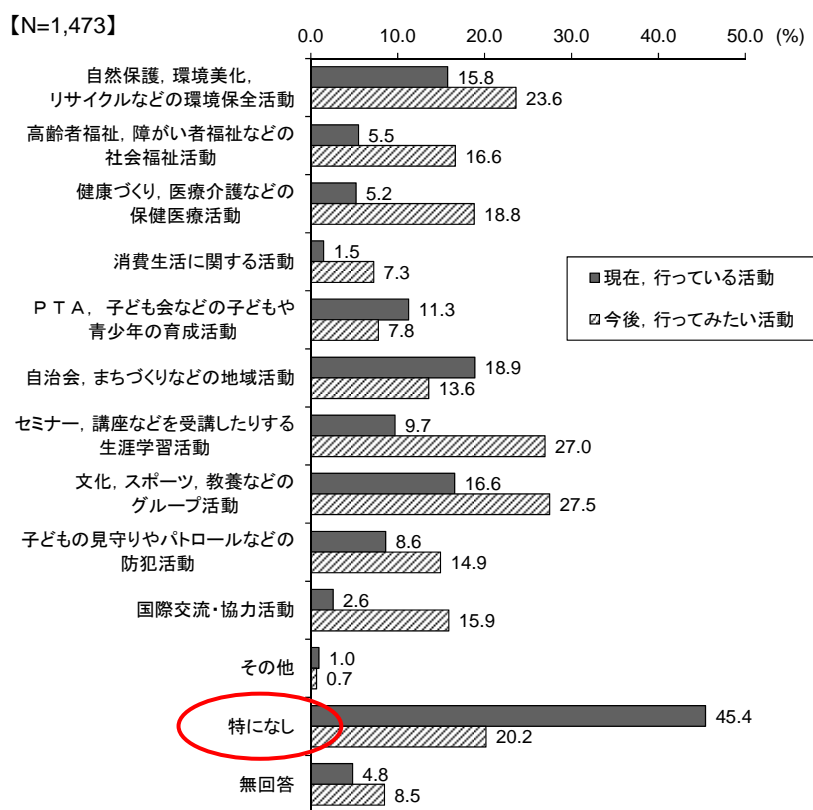


4 地域・社会参画について

市民意識調査によると、現在行っている社会的活動が「特になし」は約半数を占め【グラフ15】、その最も多い理由は「仕事が忙しく時間がないから」の4割弱でした。

このため、多くの市民がWLBを実現し、社会的活動にも積極的に参画できるよう、今後も市民にWLBについての意識啓発や理解促進を図るとともに、事業者等に対しても職場環づくりに向けた取り組みを促すことが必要です。

グラフ15 社会的活動の参加状況と参加意向<複数回答可>【全体】



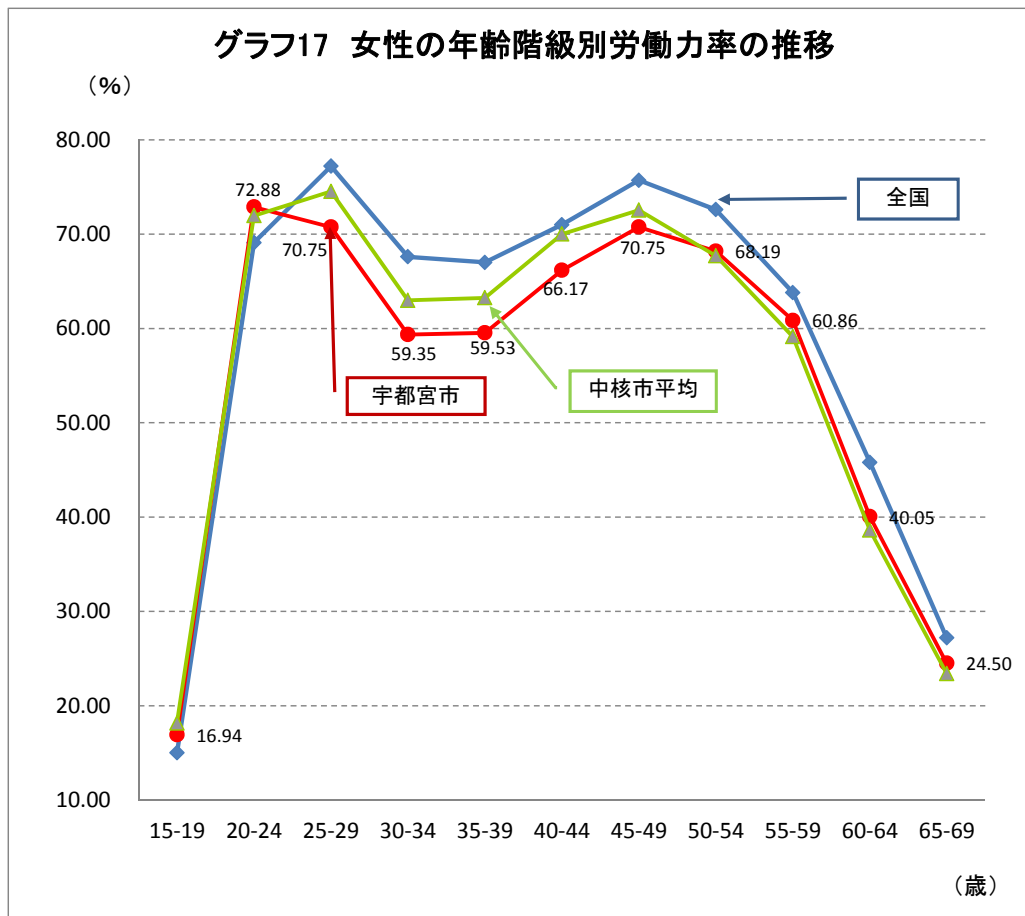
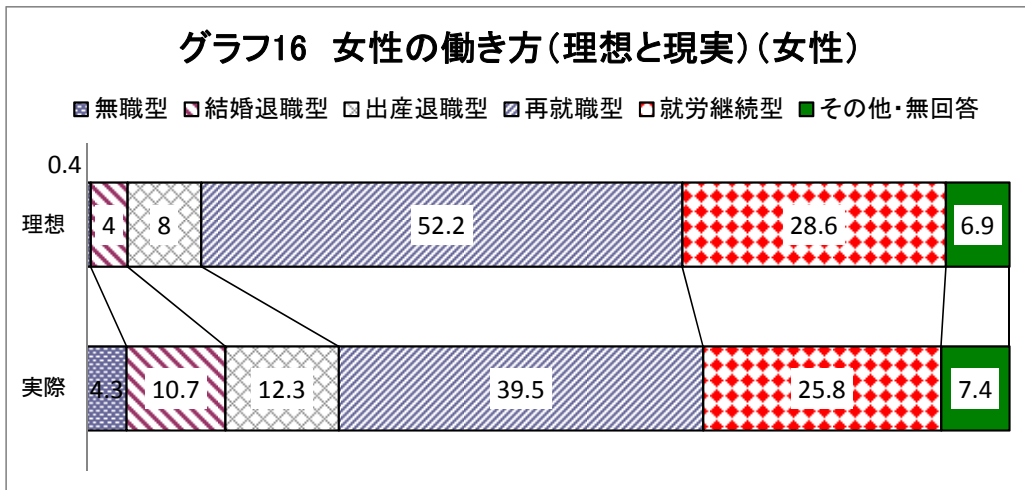
5 職業・就労について

市民意識調査によると、女性の働き方について、理想では5割の市民が「再就職型」を希望しているものの、実現できている市民は4割未満でした。また、理想では「結婚退職型」や「出産退職型」を希望する割合が少ないものの、現実ではこれらの割合が高いことから、やむを得ず、結婚や出産を機に退職している女性もいることが伺えます【グラフ16, 17】。

女性の再チャレンジに最も必要なこととして、女性は「夫の理解や家事・育児などへ

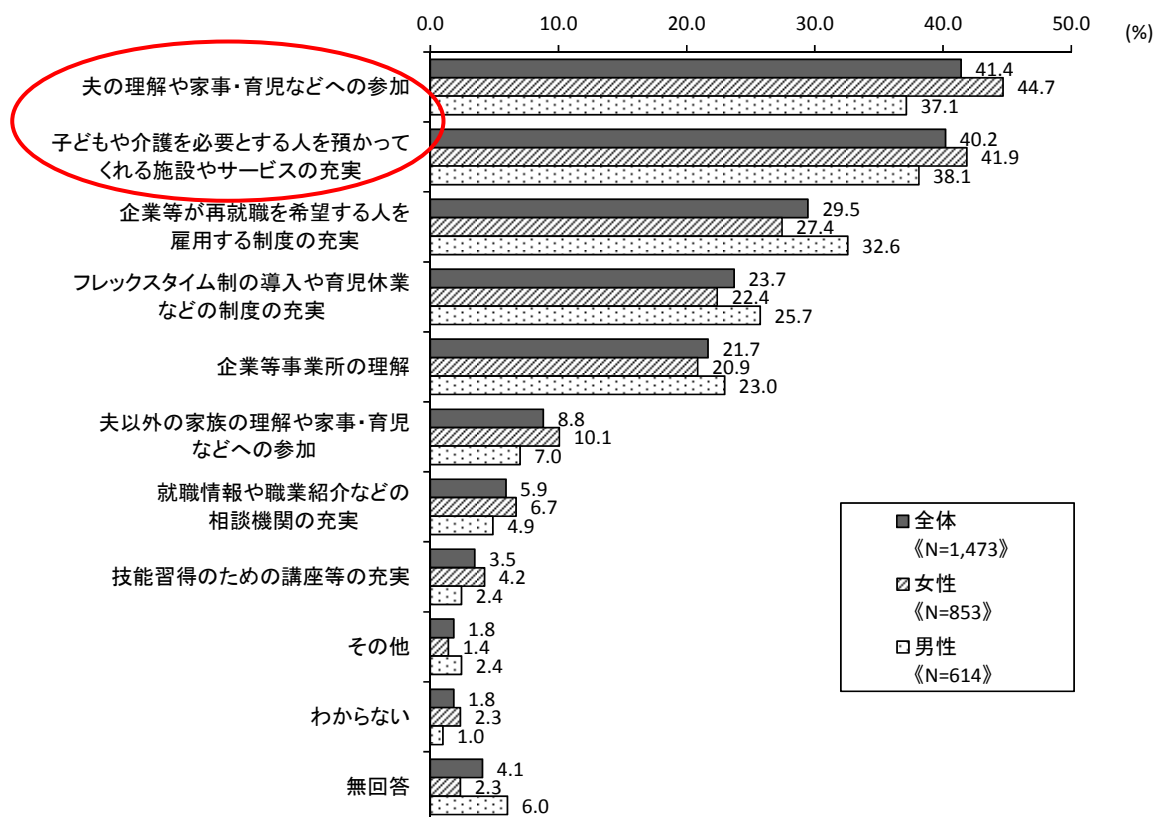
の参加」，男性は「子どもや介護を必要とする人を預かってくれる施設やサービスの充実」と回答しています【グラフ18】。

このため，理想とする働き方を実現できるように，男性の家庭参画を促進するとともに，仕事や育児・介護などを両立するための働きやすい職場環境づくりや社会環境を整備する必要があります。



出典)「平成23年度宇都宮市政に関する情勢分析レポート」宇都宮市他

グラフ 18 女性の再チャレンジに必要なこと<2つまで回答可>【全体，性別】

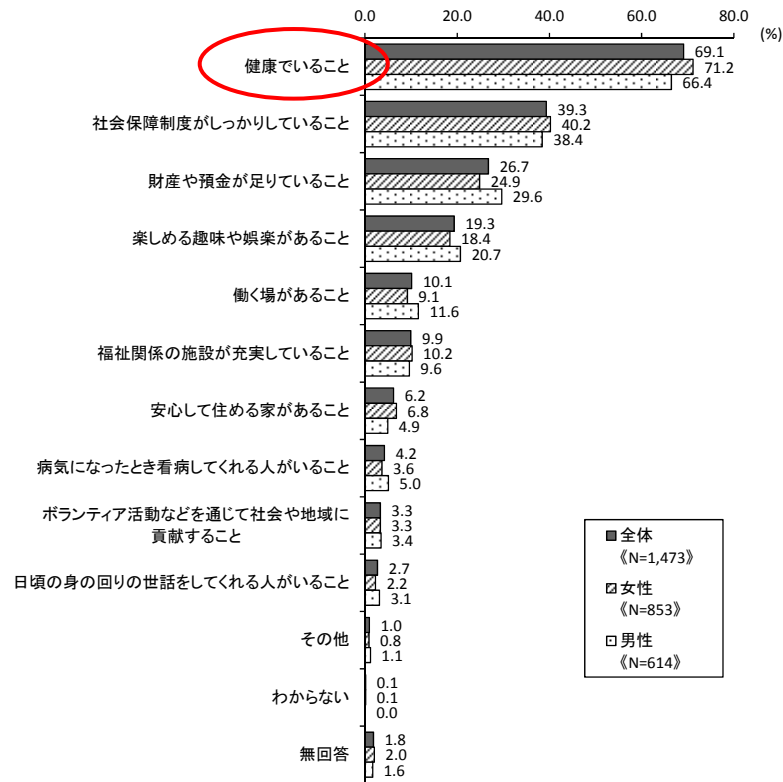


6 健康状態に対するパートナーの理解

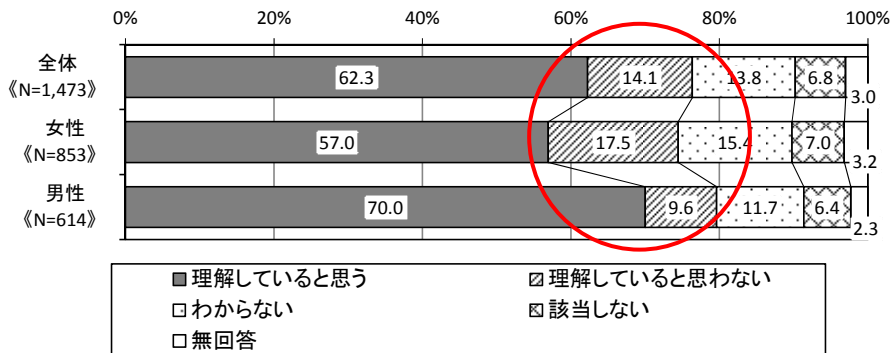
市民意識調査によると、豊かな老後のために必要なこととして、約7割が「健康でいること」と答えています【グラフ 19】，自分の健康状態について、約7人に1人が「パートナーが理解していると思わない」と回答しています【グラフ 20】。

このため、生涯を通じて健康で充実した生活を送るよう、妊娠・出産などのライフステージや身体的特性に応じた健康支援や、性や健康に関する正しい知識や情報の提供に努める必要があります。

グラフ 19 豊かな老後のために必要なこと



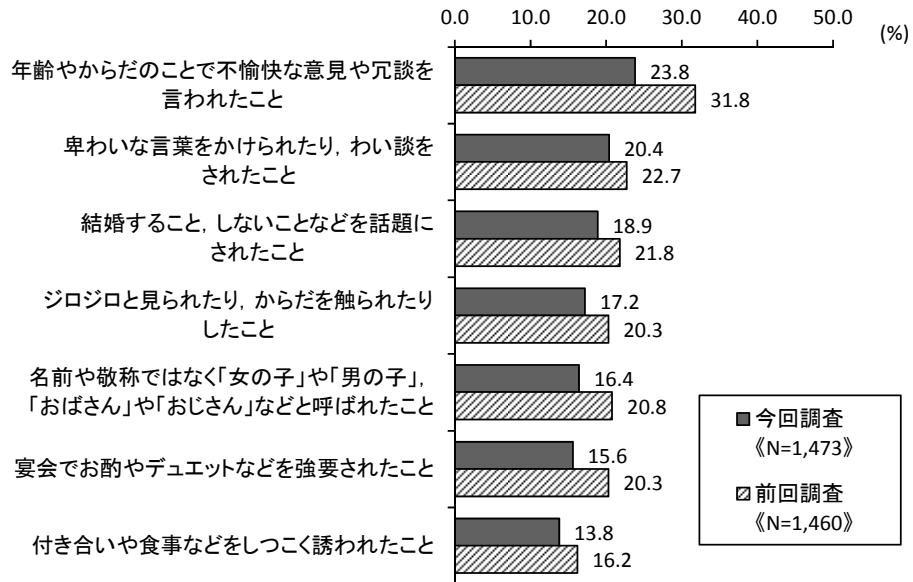
グラフ 20 自身の健康状態の理解度【全体，性別】



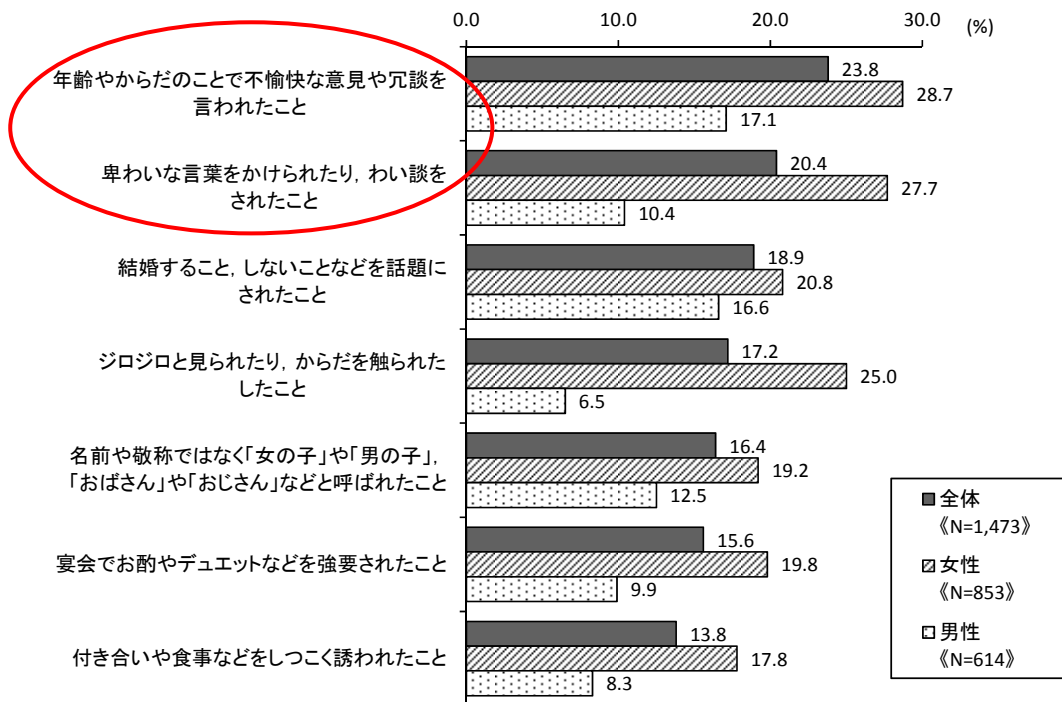
7 セクシャル・ハラスメントだと感じた経験・場所

DV 以外の女性に対する暴力のうち、セクシャル・ハラスメントについては、平成 18 年度調査と比べて減少傾向にあります【グラフ 21】，依然として、約 3 割の女性が被害を受けています。特に、「年齢やからだのことで不愉快な意見や冗談を言われたこと」や「卑わいな言葉をかけられたり、わい談をされたこと」で感じた割合が高く、引き続き、セクシャル・ハラスメントの防止啓発に取り組む必要があります【グラフ 22】。

グラフ 21 セクシャル・ハラスメントと感じた経験
【18年度と23年度調査の比較, 全体】



グラフ 22 セクシャル・ハラスメントと感じた経験【全体, 性別】



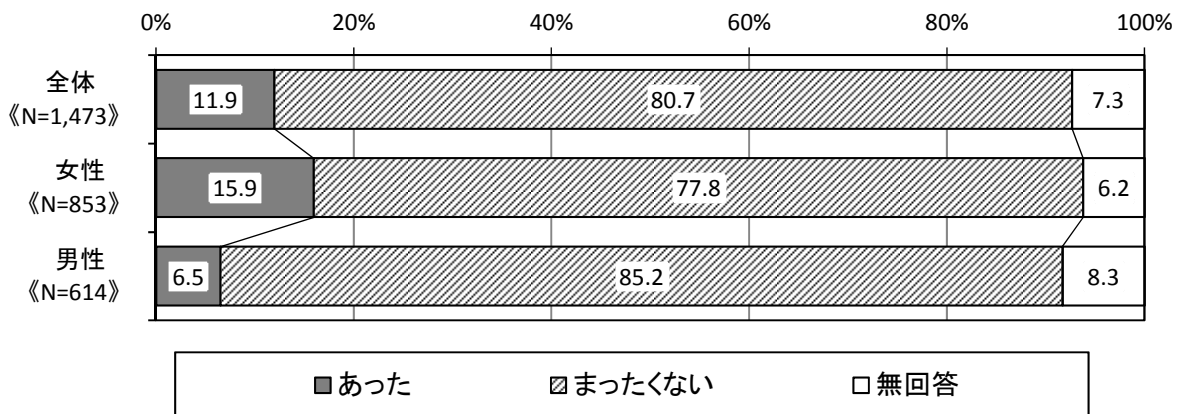
8 配偶者や恋人からの暴力

市民意識調査によると、過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合は、平成18年度の12.7%から23年度は15.9%とやや増加しました【グラフ23】。

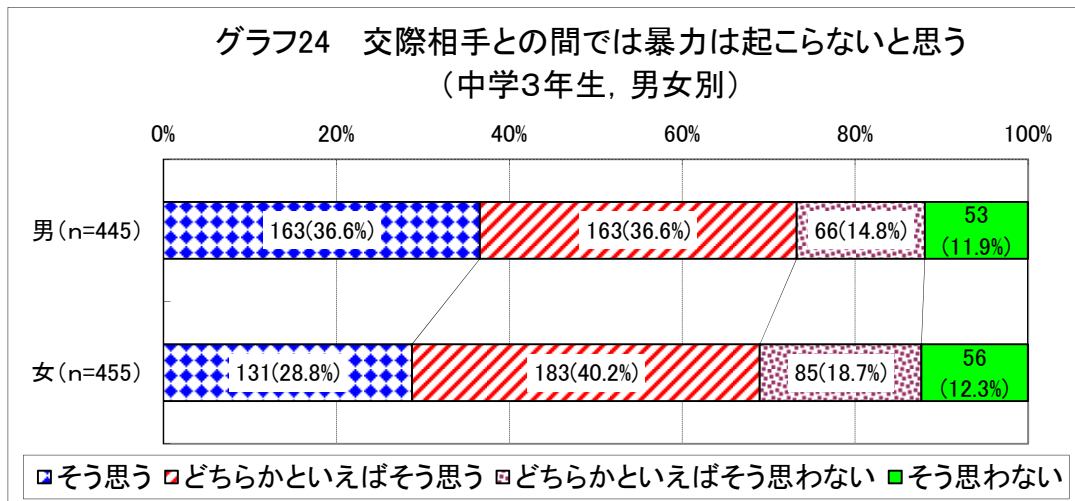
中学3年生への意識調査では¹⁴、交際相手との暴力について、「長時間無視」、「メールなどで行動をチェックし、制限する」は暴力であるとの認識が低い状況や、7割の生徒が「交際相手との間では暴力は起こらない」と考え【グラフ24】、9割強の生徒が「DVは自分に関係なく、あまり身近なこととは思っていない」ことが分かりました。また、交際相手とのトラブルにおいて、支配的・攻撃的な対応をしたりすると回答した生徒は、性別による固定的な役割分担意識を強く持っていることが分かりました。

このため、引き続き、DVは犯罪をも含む重大な人権侵害であるという意識をもって、DV・デートDV防止啓発や人権啓発に取り組む必要があります。また、精神的・社会的な暴力行為についての防止啓発や、DV・デートDVが将来自分たちにも起こり得る問題であることを啓発する必要があります。さらに、子どもの頃から人権教育や男女共同参画意識の醸成にも取り組むことが必要です。

グラフ23 夫婦・パートナー間での暴力【全体・性別】



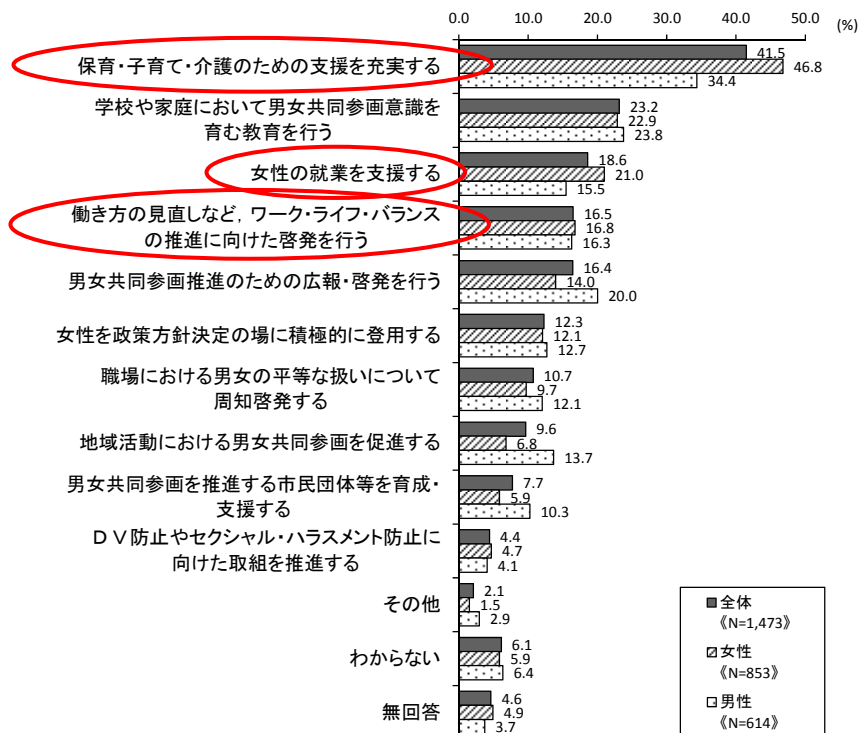
¹⁴ 「男女間の人権意識に関するアンケート調査」について詳細は14頁を参照。



9 男女共同参画に関する施策について

市民意識調査によると、男女共同参画の実現に向けて、今後、宇都宮市が力を入れるべきと思う施策として、「保育・子育て・介護のための支援を充実する」(41.5%)や「女性の就業を支援する」(18.6%)、「働き方の見直しなど、WLBの推進に向けた啓発を行う」(16.5%)などが上位を占めており、「仕事」と「仕事以外の生活」を両立するための社会環境の整備が求められています【グラフ25】。

グラフ25 男女共同参画に関する施策<2つまで回答可>【全体, 性別】



4 課題の総括

男女共同参画社会をめぐる社会の動向、「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」の取組評価、「平成23年度男女共同参画に関する市民意識調査」等から導き出された課題の総括は次のとおりです。

1 男女共同参画意識を醸成するため、

- ・性別による固定的な役割分担意識の解消や慣行等の見直しに向けた啓発が必要です。
- ・男女共同参画についての理解を深める生涯学習活動の推進が必要です。
- ・子どもの発達段階に応じた継続的な教育や啓発が必要です。

2 さまざまな分野への女性の参画を促進するため、

- ・政策や方針など意思決定過程への女性参画や登用促進が必要です。
- ・男女共同参画を推進する人材や団体等の育成が必要です。
- ・人材育成後の活躍する機会や場の提供が必要です。
- ・地域活動等（防災・環境等）における男女共同参画の促進が必要です。

3 仕事と生活の調和を実現するため、

- ・家庭における男女共同参画の促進が必要です。
- ・特に、男性の積極的な家庭参画の促進が必要です。
- ・仕事と子育てや介護等との両立支援に向けた環境づくりが必要です。
- ・多様な働き方ができる環境づくりが必要です。
- ・女性が結婚や出産を理由に退職することなく、働き続けられる社会づくりが必要です。
- ・女性の再就職支援や起業支援が必要です。

4 男女間におけるあらゆる暴力の防止や人権意識の高揚を図るため、

- ・配偶者や恋人からの暴力対策の推進が必要です（DV対策基本計画）。
- ・性暴力やセクハラ等の女性に対する暴力対策の推進が必要です。

5 生涯を通じた男女の健康を支援するため、

- ・身体的特性や健康についての正しい知識や情報の提供、学習・教育の推進が必要です。
- ・ライフステージや身体的特性に応じた健康支援が必要です。

6 男女共同参画の推進体制の充実を図るため、

- ・施策の推進状況の点検と評価が必要です。
- ・職員（市職員，教職員，保育士等）への意識啓発が必要です。
- ・男女共同参画推進団体等との連携による啓発が必要です。
- ・庁内関係部署・関係機関との連携による推進体制の強化が必要です。
- ・国際社会や国の動向に留意し，協調することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

基本理念

(男女共同参画推進条例第3条)

1 男女の個人としての尊厳の尊重

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

3 方針の立案及び決定への参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。

5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

6 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

2 計画のスローガン

市民・事業者・教育関係者と本市が一体となって計画を推進するため、計画の目指す姿を表したスローガンを掲げます。

認め合い 尊重し合い 支え合い 共に築こう かがやく未来

「認め合い」：一人ひとりの個性や能力，身体的特性を認め合います。

「尊重し合い」：男女が互いの人権や意見・考え方を尊重します。

「支え合い」：仕事，育児，介護，地域活動等を共に支え合います。

「共に築こう」：男女がさまざまな機会や場，分野に参画し，共に築きます。

「かがやく未来」：一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮され，誰もが輝いている男女共同参画社会の実現を目指します。

3 計画の基本目標

「宇都宮市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の実現に向けて，次の3つを「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の基本目標として定めます。

I 男女共同参画意識が定着した社会の実現

市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい理解と認識を深め，男女共同参画の視点を意識しながら行動しています。

II さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

男女が，社会の対等な構成員として意思決定の場に参画するとともに，自らの希望に沿って仕事や家庭生活・地域活動などさまざまな分野に参画し，個々の能力や個性を最大限に発揮しています。

III 男女が互いに人権を尊重し大切に社会の実現

男女が，個人としての人権を尊重し，互いに思いやり，身体的特性を理解し合いながら，生涯を通じて健康に暮らしています。

4 目標値の考え方

「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」を着実に推進し、計画の進捗度合いを計るため、基本目標ごとに「成果指標」を、具体的な事業ごとに「活動指標」を設定します。目標年度は平成29年度とします。

「成果指標」とは、男女共同参画推進事業に取り組んだ結果、どのようになったかを表し、「活動指標」とは、資源（金・人・労働時間など）を投入してどのような活動を行ったか、実施した活動量を表します。

5 重点施策の考え方

「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げる基本目標の実現に向けて、下記の施策を「重点施策」として定め、取り組みます。

(1) 男女共同参画社会の「基盤づくり」や「環境づくり」のため、引き続き、取り組むべき施策

「第2次行動計画」に基づいて取り組んできた施策のうち、男女共同参画社会の「基盤づくり」や「環境づくり」のため、引き続き、取り組むべき施策として、「男女共同参画意識の醸成」や「企業における働きやすい職場環境づくりの促進」、「仕事と子育ての両立支援」、「男性の家庭参画の促進」、「配偶者や恋人からの暴力対策の推進」を重点施策とします。

(2) 実践につなげるため、これまで以上に積極的に取り組むべき施策

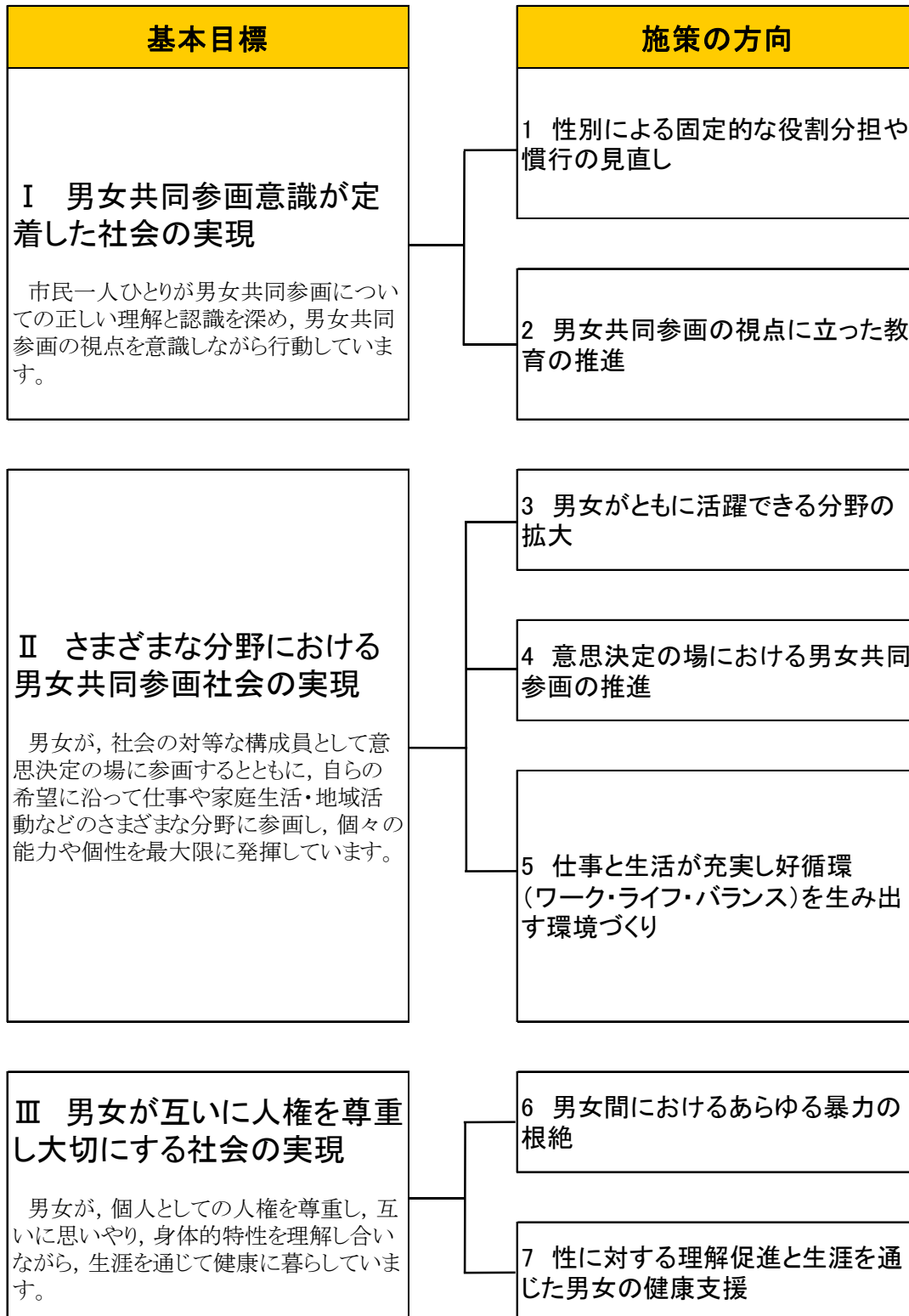
「第2次行動計画」に基づいて取り組んできた施策のうち、男女共同参画社会の「基盤づくり」や「環境づくり」から地域・社会における実践につなげるため、今後、これまで以上に積極的に取り組むべき施策として、「まちづくりにおける男女共同参画の推進」や「意思決定の場への女性の登用促進」を重点施策とします。特に、「意思決定の場への女性の登用促進」は、国においても課題とされており、本市においても「第2次行動計画」の取組で成果が十分に見えていないことから、より積極的な取組が求められます。

(3) 新たな課題に対応するために取り組むべき施策

今後、新たな課題として対応をせまられることが予想され、将来を見据えて取り組んでいくべき施策として、これまで注目されてきた「仕事と子育ての両立支援」の視点に加え、少子高齢化の進行を踏まえ、「仕事と介護の両立支援」を新たに「重点施策」として定めます。

第4章 施策の展開

1 計画の体系



施策番号	重点施策	施策
—	1	● 男女共同参画意識の醸成
	2	男女共同参画についての広報・啓発活動
	3	職員(市職員, 教職員, 保育士等)への意識啓発
—	4	男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
	5	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
	6	男女共同参画の視点に立った地域教育の推進
—	7	● まちづくりにおける男女共同参画の推進
	8	就労の場における男女共同参画の推進
—	9	● 意思決定の場への女性の登用促進
	10	男女共同参画推進団体等との連携による推進
—	11	● 企業における働きやすい職場環境づくりの促進
	12	勤労者等への意識啓発・理解の促進
	13	● 仕事と子育ての両立支援
	14	● 仕事と介護の両立支援
	15	● 男性の家庭参画の促進
—	16	● 配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)
	17	女性に対する暴力防止啓発
—	18	性や健康についての学習・教育の推進
	19	ライフステージや身体的特性に応じた健康支援

2 具体的な事業と事業の主たる対象者

基本目標	施策の方向	施策		方向性	具体的な事業 事業の名称	事業の主たる対象者								
		施策番号	重点施策			施策の名称	一般							
							勤労者等	成人・保護者・高校生・大学生等	小中学生	乳幼児	民間企業・自治会等	推進団体	市職員	教職員・保育士等
I 男女共同参画意識が定着した社会の実現	1 性別による固定的な役割分担や慣行の見直し	1	●	男女共同参画意識の醸成	継続	①男女共同参画推進講座等の実施	○	○	○	○	○	○	○	
					継続	②啓発コンクールの実施	○	○	○					
		2		男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	①広報紙(特集号)による情報発信	○	○	○		○			
					継続	②男女共同参画推進週間・月間を活用した広報・啓発	○	○	○		○	○		
					拡充	③子ども向け啓発パンフレットの作成・配布			○					
					拡充	④情報誌の発行	○					○		
		3		職員(市職員, 教職員, 保育士等)への意識啓発	継続	①男女共同参画ニュースの発行							○	
					継続	②男女共同参画表現ガイドラインの周知					○		○	
					継続	③人権研修, セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施							○	
					継続	④人権教育研修会の実施			○				○	
		2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	4		男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	継続	①親学と子どもの情報誌の充実	○	○	○	○			
						継続	②親学出前講座の充実	○	○	○	○			
	継続					③ふれあいのある家庭づくり事業の実施	○	○	○	○		○		
	5			男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	拡充	①小・中・高・大学生等への出前講座の実施			○	○				
					継続	②小・中学生へのキャリア教育の実施◆			○					
					新規	③専門分野における男女の活躍領域拡大促進講座の実施★			○					
	6		男女共同参画の視点に立った地域教育の推進	継続	④人権教育研修会の実施【再掲】			○				○		
				継続	⑤性教育サポート事業の実施			○						
				継続	⑥エイズ予防啓発普及活動の実施	○	○	○						
	II さまざまな分野における男女共同参画社会の実現	3 男女がともに活躍できる	7	●	まちづくりにおける男女共同参画の推進	新規	①生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施★	○						
						継続	②男女共同参画推進講座等の実施【再掲】	○	○	○	○	○	○	○
						拡充	①防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	○				○	○	
			8		就労の場における男女共同参画の推進	継続	②活躍している女性の情報発信	○				○	○	
						継続	③地域活動における男女共同参画の促進	○				○		
継続						④女性のための再就職支援セミナー★	○							
4 意思決定の場における男女共同参画の推進		9	●	意思決定の場への女性の登用促進	継続	②女性向け就職情報の提供	○							
					継続	③女性のための就職相談会	○							
					継続	④宇都宮ベンチャーズによる女性の起業支援	○							
		10		男女共同参画推進団体等との連携による推進	継続	⑤家族経営協定締結促進事業	○							
					拡充	①審議会・委員会等への女性登用促進	○					○	○	
					新規	②企業や地域における管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	○				○			
					拡充	③女性のためのリーダー養成講座の実施★	○					○		
					新規	①団体登録制度の導入★							○	
					新規	②登録団体との連携事業の開催							○	
					新規	③協働型啓発講座の実施★	○					○		
					新規	④活躍する場や機会の提供	○					○		

第4章 施策の展開

基本目標	施策の方向	施策		具体的な事業		事業の主たる対象者									
		施策番号	重点施策	施策の名称	方向性	事業の名称	一般				民間企業・自治会等	市職員	教職員・保育士等		
							勤労者等	成人・保護者・高校生・大学生等	小中学生	乳幼児					
Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画社会の実現	仕事と生活が充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境づくり	11	●	企業における働きやすい職場環境づくりの促進	拡充	①WLB実践ガイドブックの配布	○				○				
					拡充	②企業啓発出張セミナーの実施◆	○				○				
					継続	③WLB推進のための意見交換会の実施	○				○				
					継続	④男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施	○				○				
					継続	⑤労働環境啓発冊子の作成・配布	○				○				
		12	●	勤労者等への意識啓発・理解の促進	新規	①勤労者向けWLB啓発セミナーの実施★	○				○		○		
		継続			②結婚活動支援事業◆	○	○								
		13	●	仕事と子育ての両立支援	継続	①一時預かり事業(保育所型)の実施	○			○					
					拡充	②保育所、認定こども園の整備促進◆	○			○					
					継続	③延長保育事業の実施	○			○					
					継続	④病児・病後児保育事業の実施	○			○					
					継続	⑤休日保育事業の実施	○			○					
					継続	⑥ファミリーサポートセンター事業の実施	○			○	○				
					拡充	⑦宮っ子ステーション事業の充実			○						
		14	●	仕事と介護の両立支援	継続	①介護保険事業の着実な実施	○								
新規	②仕事と介護の両立に向けた意識啓発講座等の実施★				○				○	○					
15	●	男性の家庭参画の促進	継続	①ママババ学級の実施	○										
			継続	②男性の家庭参画促進講座等の実施★	○										
Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現	ゆるやかな男女間の根絶 性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援	16	●	配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV対策基本計画)	拡充	①DVの未然防止対策の推進	○	○	○						
					継続	②相談体制の充実	○	○							
					継続	③被害者の安全の確保	○	○							
					拡充	④被害者の自立支援体制づくり	○	○							
					継続	⑤関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進						○	○	○	○
		17	●	女性に対する暴力防止啓発	新規	①セクハラ防止啓発ポスターの発行	○					○			
					新規	②性暴力・セクハラ等防止啓発事業の実施	○					○			
		18	●	性や健康についての学習・教育の推進	継続	①性教育サポート事業の実施【再掲】				○					
					継続	②エイズ予防啓発普及活動の実施【再掲】	○	○	○						
					継続	③性といのちの健康教育出前講座の実施【再掲】			○	○					
		19	●	ライフステージや身体的特性に応じた健康支援	継続	①性差に応じた健康支援講座の実施★	○								
					継続	②がん検診の実施	○								
継続	③女性の健康力アップ事業の実施				○										
継続	④妊婦健康診査の実施				○										
継続	⑤不妊に悩む人への支援				○										
			継続	⑥ママババ学級の実施【再掲】	○										

基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着した社会の実現

「男女共同参画意識が定着した社会」を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、行動することが大切であることから、幅広い世代を対象に、さまざまな機会を捉えながら、性別による固定的な役割分担や慣行の見直しなど、男女共同参画意識の醸成や広報・啓発活動を行います。

また、男女共同参画意識を醸成するためには、子どもの頃からの発達段階に応じた継続的な教育が必要であることから、男女共同参画の視点に立った家庭教育や学校教育などに取り組みます。

成果指標

基本目標	施策の方向	成果指標			
		指標	過去値 (18年度)	現状値 (23年度)	目標値 (29年度)
Ⅰ 定着した男女共同参画意識が	1 性別による固定的な役割分担や慣行の見直し	社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合	13.7%	20.2%	30.0%
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な市民の割合	※16.6%	9.4%	5.0%

出典)「平成18・23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市。平成18・23年度の設問・回答項目がやや異なる。

(基本目標 I) 男女共同参画意識が定着した社会の実現

施策の方向 1 性別による固定的な役割分担や慣行の見直し

「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担や慣行を見直し、男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、幅広い世代を対象にした講演や講座等を行うとともに、広報紙や男女共同参画情報誌、子ども向け啓発パンフレットの作成・配布など、さまざまな機会を捉えながら広報・啓発活動に取り組みます。

また、本市全体として男女共同参画意識の醸成に取り組むためには、市職員や教職員・保育士等が男女共同参画について正しく理解し、適切に職務を遂行することが必要なことから、市職員等を対象に男女共同参画意識や人権意識を醸成する啓発や研修会などを行います。

施策番号 1 男女共同参画意識の醸成 重点施策

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①男女共同参画推進講座等の実施【継続】 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	・講座等の実施回数 ・受講者数	・20回 ・計800人	・20回 ・計800人
②啓発コンクールの実施【継続】 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成に資する作品(標語, 4コマまんが等)を募集し、コンクールを開催する。また、優秀作品を各種広報に活用することにより、市民の理解と積極的な取組を促進する。	・応募作品数(標語) ・応募作品数(4コマまんが)	・1,000点 ・50点	・1,000点 ・100点

施策番号2 男女共同参画についての広報・啓発活動

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①広報紙(特集号)による情報発信【継続】 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、多くの市民の目に触れる媒体を活用し、重点的・集中的に情報発信する。</p>	<p>・掲載回数</p>	<p>・年4回</p>	<p>・年4回</p>
<p>②男女共同参画推進週間・月間を活用した広報・啓発【継続】 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、平成8年10月に開催した「日本女性会議‘96うつのみや」を記念して、その月を推進月間とし、男女共同参画に関する主体的な取組を重点的、集中的に実施する。(パネル展等のイベント、広報活動、その他、期間中に実施する事業)</p>	<p>・啓発事業の実施回数</p>	<p>・7回</p>	<p>・7回</p>
<p>③子ども向け啓発パンフレットの作成・配布【拡充】 基本的な人間性や社会性を身に着ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向け啓発パンフレットを作成する。</p>	<p>・作成部数</p>	<p>・5,500部</p>	<p>・5,500部</p>
<p>④情報誌の発行【拡充】 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、広く市民に周知する。</p>	<p>・発行部数</p>	<p>・800部</p>	<p>・1,000部</p>

施策番号3 職員（市職員，教職員，保育士等）への意識啓発

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①男女共同参画ニュースの発行【継続】 市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。</p>	<p>・発行回数</p>	<p>・年3回</p>	<p>・年3回</p>
<p>②男女共同参画表現ガイドラインの周知【継続】 刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。</p>	<p>・市職員向け周知回数</p>	<p>・年2回</p>	<p>・年2回</p>
<p>③人権研修，セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施【継続】 市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施する。</p>	<p>・実施回数</p>	<p>・各1回</p>	<p>・各1回</p>
<p>④人権教育研修会の実施【継続】 本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、男女平等など人権を尊重する教育の考え方や方法等を学ぶ研修会を実施する。</p>	<p>・開催回数 ・参加人数</p>	<p>・2回 ・計186人</p>	<p>・2回 ・計186人</p>
<p>⑤男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施【継続】★ 子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。</p>	<p>／の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。</p>		

第4章 施策の展開

(基本目標 I) 男女共同参画意識が定着した社会の実現

施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画意識を醸成するためには、子どもの頃から、さまざまな機会を捉え、幅広い世代を対象に意識啓発や学習機会を提供することが大切です。

子どもの教育の原点は家庭です。子どもは、保護者など、身近な大人の性別による固定的な役割分担意識やしつけなどの影響を受けやすいことから、保護者が男女共同参画について正しく理解し、適切な指導をすることができるよう、保護者への意識啓発等を行います。

また、子どもの発達段階に応じた、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進するため、小・中・高・大学生等において男女共同参画出前講座を実施するとともに、男女の身体的特性についての理解を深めるなど、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力の養成に努めます。

さらに、地域において男女共同参画意識の啓発機会や学習機会の拡充に向けて、男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター」を中心に、生涯学習センター等の関係課と連携しながら男女共同参画推進施策に取り組みます。

施策番号 4 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①親学と子どもの情報誌の充実【継続】 子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	・発行回数	・2回	・2回
②親学出前講座の充実【継続】 保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	・開催回数 ・参加者数	・102件 ・4,167人 (H23実績)	・110件 ・4,200人
③ふれあいのある家庭づくり事業の実施【継続】 家庭における家族の絆づくりを推進するため、また、ふれあいのある家庭づくりの大切さを広く啓発するため、「家庭の日」の推進や「ふれあいのある家庭づくり」作品コンクール等を実施し、家庭や地域、学校、企業など社会一体となった、全市的な取り組みとなるよう市民の意識醸成を図る。	・「家庭の日」周知率	・80.2%	・100%

施策番号5 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①小・中・高・大学生等への出前講座の実施【拡充】 一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に着ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生～大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。(小70校, 中31校, 高16校, 大学5校)	・講座実施校数 ・講座内容を理解できた受講者の割合	・1校 ・—	・30校 ・80%以上
②小・中学生へのキャリア教育の実施【継続】◆ 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える考え方についても指導する。	・職場見学や体験等の実施校数	・93校	・93校
③専門分野における男女の活躍領域拡大促進講座の実施【新規】★ さまざまな専門分野において、男女がともに活躍できる場や機会を広げるため、専門分野への興味や関心を高めるきっかけとなる講座を実施する。	/の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。		
④人権教育研修会の実施【継続】【再掲】 本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、男女平等など人権を尊重する教育の考え方や方法等を学ぶ研修会を実施する。	・開催回数 ・参加人数	・2回 ・計186人	・2回 ・計186人
⑤性教育サポート事業の実施【継続】 人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回度実施する。	・実施校数	・全中学25校	・全中学25校
⑥エイズ予防啓発普及活動の実施【継続】 エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会等を実施する。	・実施回数 ・対象人数	・69回 ・10,000人	・100回 ・10,000人
⑦性といのちの健康教育出前講座の実施【継続】 思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるために、小・中・高校生を対象とした保健師等による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。	・実施校数 ・参加人数	・30校 ・3,800人	・35校 ・4,000人

施策番号6 男女共同参画の視点に立った地域教育の推進

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施【新規】★ 各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。</p>			
/の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。			
<p>②男女共同参画推進講座等の実施【継続】【再掲】 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。</p>	・講座等の実施回数 ・受講者数	・20回 ・計800人	・20回 ・計800人

基本目標Ⅱ

さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

「さまざまな分野における男女共同参画社会」を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げ、政策や方針などの意思決定の場に参画することが必要です。

このため、防災活動や地域活動など、まちづくりにおける男女共同参画を推進するとともに、女性のための再就職支援や起業支援などにより、就労の場における男女共同参画の推進を図ります。

また、意思決定の場における男女共同参画の推進に向けて、審議会・委員会等への女性の登用促進や人材の発掘・育成、男女共同参画推進団体等と連携による男女共同参画推進施策を展開します。

さらに、自らの希望に沿って仕事や家庭生活・地域活動などに参画し、好循環を生み出す環境づくりに向けて、企業における働きやすい職場環境づくりや社会環境の整備に取り組むとともに、WLBの実現に向けた意識改革にも取り組みます。

成果指標

基本目標	施策の方向	成果指標			
		指標	過去値 (18年度)	現状値 (23年度)	目標値 (29年度)
Ⅱ さまざまな 参画社会 分野の 実現 における 男女 共同	3 男女がともに活躍できる分野の拡大	地域などで社会的な活動を行っている市民の割合	39.6%	49.8%	63.0%
	4 意思決定の場における男女共同参画の推進	審議会等委員に占める女性の割合※	23.1% (19.3.31現在)	25.1% (24.3.31現在)	30.0%
	5 仕事と生活が充実し好循環(ワーク・ライフ・バランス)を生み出す環境づくり	結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けている女性の割合(現実)	23.0%	25.8%	29.0%
		出産・育児後、再就職できている女性の割合(現実)	37.0%	39.5%	46.0%
		「仕事」と「家庭生活」と「個人・地域の生活」のすべてを優先できている市民の割合(理想と現実の差)	16.5%	30.9%	12.0%

出典)「平成18・23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市。18・23年度の設問・回答項目がやや異なるものがある。※は行政経営課調べ。

(基本目標Ⅱ) さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

施策の方向3 男女がともに活躍できる分野の拡大

性別による固定的な役割分担意識を解消し、特定の分野に固執することなく、防災活動や地域活動など、男女がともに活躍できる分野を拡大できるようにするため、出前講座の開催や広報紙・チャレンジ事例の紹介などによる啓発活動を行います。

また、就労の場における男女共同参画の推進に向けて、女性のための再就職支援セミナーや就職相談会の実施、宇都宮ベンチャーズによる女性の起業支援などに取り組みます。

施策番号7 まちづくりにおける男女共同参画の推進 重点施策

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進【拡充】 防災活動や災害発生時において、男女双方の視点に配慮した避難所の運営や安全を確保するため、「宇都宮市地域防災計画」を見直すとともに、防災に関する出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等の開催回数 出前講座等の参加人数 	<ul style="list-style-type: none"> 5回 485人 ※22年度 	<ul style="list-style-type: none"> 12回 840人
<p>②活躍している女性の情報発信【継続】 女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発行部数 配布部数 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000部 1,000部 	<ul style="list-style-type: none"> 1,000部 1,000部
<p>③地域活動における男女共同参画の促進【継続】 地域活動・まちづくり活動を更に活性化するためには、男女が互いの個性や能力を十分に発揮し、協力し合いながら地域行事や地域課題の解決に取り組む必要があることから、男女双方の視点やニーズに配慮した地域活動等の重要性について広報紙等により啓発する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙等による啓発回数 	<ul style="list-style-type: none"> 0回 	<ul style="list-style-type: none"> 2回

施策番号8 就労の場における男女共同参画の推進

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①女性のための再就職支援セミナー【継続】★ 出産、育児、介護等により就業を中断し、その後、再就職を希望する女性に必要なスキルや情報を習得する場を提供するため、セミナー等を実施する。</p>	<p>／の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。</p>		
<p>②女性向け就職情報の提供【継続】 女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供回数 ・就労者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・12回 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・12回 ・10人
<p>③女性のための就職相談会【継続】 社会のあらゆる分野で女性が能力を発揮し、活躍できるよう、女性のさまざまなチャレンジを支援するために、就職を目指す女性のための就職相談会を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 ・就労者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・12件 ・- 	<ul style="list-style-type: none"> ・20件 ・10人
<p>④宇都宮ベンチャーズによる女性の起業支援【継続】 新規事業や企業の新事業への進出を促し、多様な分野の企業集積による本市経済の発展を図るため、起業家育成の効果的な支援体制として「宇都宮ベンチャーズ」を運営し、その実施事業の一つとして、女性起業家を含めた育成支援を行い、ビジネスプランコンテストを開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテスト応募件数 ・うち女性の応募件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・15件 ・3件 	<ul style="list-style-type: none"> ・30件 ・15件
<p>⑤家族経営協定締結促進事業【継続】 農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸訪問 ・協定件数 	<ul style="list-style-type: none"> ・30戸 ・351件 	<ul style="list-style-type: none"> ・30戸 ・406件

(基本目標Ⅱ) さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

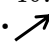
施策の方向4 意思決定の場における男女共同参画の推進

意思決定の場における男女共同参画を推進するため、審議会・委員会等の委員や、企業・地域における管理職・役員等への女性登用促進に向けた情報発信や啓発事業に取り組むとともに、そのような場に活躍できる人材の発掘・育成に努めます。

また、男女共同参画推進施策に効果的に取り組むため、男女共同参画推進団体等と連携しながらイベントや啓発講座等を行います。

施策番号9 意思決定の場への女性の登用促進 **重点施策**

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①審議会・委員会等への女性登用促進【拡充】 審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。</p>	・推進センターにおける公募委員募集情報の提供回数	・年0回	・年12回
<p>②企業や地域における管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発【新規】 企業や地域における管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。</p>	・配布部数 ・民間企業で管理職等(係長相当職以上、役員含む)に女性を登用している割合 ・市管理職における女性職員の割合	・年0部 ・33.3% ・6.0% (H24.4.1現在)	・年6,000部 ・40.0% ・ 
<p>③女性のためのリーダー養成講座の実施【拡充】★ 男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、各分野で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。</p>	/の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。		

施策番号 10 男女共同参画推進団体等との連携による推進

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①団体登録制度の導入【新規】★ 男女共同参画推進センターを活動拠点とする団体が、互いにネットワークを深め、高めあうとともに、男女共同参画推進に向けた積極的な団体活動を支援するため、団体登録制度を新たに導入する。	・登録団体数	・0団体	・30団体
②登録団体との連携事業の開催【新規】 男女共同参画推進団体として活動する団体の日頃の成果を発表する場として、イベントを開催し、広く市民に男女共同参画についての理解促進を図る。	・イベントの参加者数	・800人	・1,000人
③協働型啓発講座の実施【新規】★ 市民のニーズや興味・関心の高い講演テーマを設定し、より効果的に男女共同参画意識の醸成を図るため、男女共同参画推進団体との協働により、講座を企画・運営する。	/の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。		
④活躍する場や機会の提供【新規】 男女共同参画推進団体として活動する団体等に、講座の講師など、活躍の場や機会を提供し、団体活動を支援する。	・団体数 ・審議会等に参画した女性人数	・11団体 ・366人	・30団体 ・400人

第4章 施策の展開

(基本目標Ⅱ) さまざまな分野における男女共同参画社会の実現

施策の方向5 仕事と生活が充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生ま出す環境づくり

仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好循環を生み出す環境をつくるためには、働きやすい職場環境づくりや社会環境の整備、経営者や勤労者などの働き方に対する意識改革が必要です。

このため、働きやすい職場環境づくりの促進に向けて、企業経営者や総務部門、勤労者などに WLB に取り組む意義や重要性について啓発するとともに、WLB の先進事例や制度などについて情報提供を行います。

また、仕事と子育ての両立支援に向けた社会環境の整備として、保育ニーズに対応した施設整備の促進や、多様化する保護者の就労形態に対応した保育サービスの充実、ファミリーサポートセンターなど地域における子育て支援活動などに取り組むとともに、これから大きな課題になってくるであろう仕事と介護の両立支援に向けた介護保険事業に着実に取り組みます。

この他、WLB の実現には、配偶者や家族の協力や理解が必要不可欠なことから、家庭における男女共同参画の促進、とりわけ、男性の家庭参画を促します。

施策番号 11 企業における働きやすい職場環境づくりの促進 **重点施策**

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①WLB実践ガイドブックの配布【拡充】 市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	・配布部数	・2,000部	・2,400部
②企業啓発出張セミナーの実施【拡充】◆ WLBに取り組む意義や効果を広く企業に周知し、その取組を促進するため、企業や団体からの要請に応じて出向き、企業経営者や総務・人事担当者等を対象にしたセミナーを実施する。	・開催回数 ・参加人数	・2回 ・計40人	・3回 ・計60人
③WLB推進のための意見交換会の実施【継続】 本市におけるWLB推進施策を効果的に取り組むとともに、関係機関等との連携を図るため、市内事業所や市民への啓発手法についての意見交換や、WLBに関する情報交換などを行う会議を実施する。	・開催回数 ・新提案の事業への反映	・1回 ・1回	・1回 ・2事業(5か年で)

<p>④男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施【継続】 男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰事業者数 ・表彰事業者のPR数 	<ul style="list-style-type: none"> ・2社 ・5回 	<ul style="list-style-type: none"> ・2社 ・5回
<p>⑤労働環境啓発冊子の作成・配布【継続】 雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。 ア 事業所向け冊子「事業所便利帳」 イ 勤労者向け冊子「働くあなたのサポートガイド」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ア「事業所便利帳」の配布冊数 イ「働くあなたのサポートガイド」の配布冊数 	<ul style="list-style-type: none"> ア2,000冊 イ2,000冊 	<ul style="list-style-type: none"> ア2,400冊 イ2,400冊
<p>⑥「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証【継続】 企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認証事業の一つにWLBを設定)を認証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CSRフォーラム開催回数 ・担当者研修会の開催回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回 ・1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回 ・1回

施策番号 12 勤労者等への意識啓発・理解の促進

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①勤労者向けWLB啓発セミナーの実施【新規】★ 勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。</p>	<p>／の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。</p>		
<p>②結婚活動支援事業【継続】◆ 結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚活動支援事業を実施する。 ・結婚観の醸成につながる意識啓発事業(リーフレット) ・結婚活動に役立つ自己啓発事業(セミナー等) ・結婚活動を支援する情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット発行部数 ・セミナー実施回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000部 ・2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000部 ・2回

施策番号 13 仕事と子育ての両立支援 **重点施策**

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①一時預かり事業(保育所型)の実施【継続】 家庭において保育を受けることが一時的(月64時間以内)に困難となった乳幼児を預かるため、保育所における一時預かり事業を実施する。	・実施園数	・9園	・13園 ※目標年度: 26年度
②保育所、認定こども園の整備促進【拡充】◆ 待機児童の解消と新たな保育制度を見据えた保育需要に対応するため、既存保育所の改築や公立保育所の民営化にあわせた定員増を促進するとともに、幼稚園における低年齢児からの受入を可能とするため、保育所機能を併せ持った認定こども園(幼保連携型)の設置を促進し、保育需要に応じた保育サービス量を拡大する。	・入所児童数 (10月1日現在)	・8,085人	・8,920人
③延長保育事業の実施【継続】 保護者の就労形態が多様化しているなか、保育所の通常開所時間を超えて保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における延長保育事業を実施する。	・実施園数	・74/75園	・全園 ※目標年度: 26年度
④病児・病後児保育事業の実施【継続】 乳幼児が病気及び病気の回復期にあり、集団保育が困難となる乳幼児の処遇を確保するため、病児・病後児保育事業を実施する。	・実施施設数	・4園	・5園 ※目標年度: 26年度
⑤休日保育事業の実施【継続】 保護者の就労形態が多様化しているなか、日曜日・祝日等に保育が必要となる乳幼児の処遇を確保するため、保育所における休日保育事業を実施する。	・実施園数	・1園	・2園以上
⑥ファミリーサポートセンター事業の実施【継続】 一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	・活動件数	・8,760件 (H23実績)	・14,500件
⑦宮っ子ステーション事業の充実【拡充】 放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	・延べ地域活動者数	・14,716人 (H23実績)	・37,438人

施策番号 14 仕事と介護の両立支援 重点施策

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①介護保険事業の着実な実施【継続】 高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	・介護保険の手引き作成部数	・11,000部	・13,000部 ※目標年度 平成26年度
②仕事と介護の両立に向けた意識啓発講座等の実施【新規】★ 仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と介護の両立」をテーマに、その実現に向けた工夫や介護保険制度の周知等を行う講座等を実施する。	/の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。		

施策番号 15 男性の家庭参画の促進 重点施策

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
①ママパパ学級の実施【継続】 安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師・栄養士などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習、グループワークを実施する。	・実施回数 ・受講者数	・66回 ・2,500人	・66回 ・3,320人
②男性の家庭参画促進講座等の実施【継続】★ 男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親を対象に、父子で参加できる講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	/の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。		

基本目標Ⅲ

男女が互いに人権を尊重し大切にできる社会の実現

「男女が互いに人権を尊重し大切にできる社会」を実現するためには、配偶者や恋人からの暴力、セクシャル・ハラスメントや性犯罪など、男女間におけるあらゆる暴力を根絶することが必要であり、これらの暴力の根絶に向けた防止啓発事業や人権啓発に取り組めます。

また、男女が互いの身体的特性を十分に理解し合いながら、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提であることから、互いの性や健康に関する正しい知識や情報を提供するとともに、妊娠・出産などのライフステージや性差に応じた健康支援に取り組めます。

また、若者への性教育の充実を図り、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力の養成に努めます。

成果指標

基本目標	施策の方向	成果指標			
		指標	過去値 (18年度)	現状値 (23年度)	目標値 (29年度)
Ⅲ 大男女 切女 にが 互 す 互 い に 社 会 の 人 権 を 尊 重 し 現	6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合	※12.7%	15.9%	0%に近づける
	7 性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援	パートナー(配偶者や恋人など)が、自分の健康状態について理解していると思う市民の割合	※49.6%	62.3%	78.0%

出典)「平成 18・23 年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市。平成 18・23 年度の設問・回答項目がやや異なる。

(基本目標Ⅲ) 男女が互いに人権を尊重し大切に作る社会の実現

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力行為は決して許されないと意識づくりが必要です。このため、DVの未然防止に向けた若年層からのDV・デートDV防止啓発や人権啓発、男女共同参画教育に取り組むとともに、DV被害者が1人で悩むことのないよう専門相談窓口の周知や、被害者の早期自立や心身回復を図るための自立支援事業の実施など、DVの防止啓発から自立支援に至るまでの総合的なDV対策に取り組めます。

また、依然としてセクシャル・ハラスメントや強姦及び強制わいせつなどの性犯罪等の暴力被害が絶えないことから、女性に対する暴力の根絶に向けた啓発事業に取り組めます。

施策番号 16 配偶者や恋人からの暴力対策の推進 **重点施策**

※DV対策の具体的な事業については本計画の下位の分野別計画である「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」（平成21年3月策定，平成25年度改定予定）に準ずるものとし、事業の進行管理等を行います。

具体的な事業
①DVの未然防止対策の推進【拡充】
②相談体制の充実【継続】
③被害者の安全の確保【継続】
④被害者の自立支援体制づくり【拡充】
⑤関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進【継続】

施策番号 17 女性に対する暴力防止啓発

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①セクハラ防止啓発ポスターの発行【新規】 職場におけるセクハラを防止するため、啓発ポスターを新たに作成し、民間企業や市施設等に配布・貼付する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作成部数 ・配布箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・0枚 ・0箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000枚 ・2,000箇所
<p>②性暴力・セクハラ等防止啓発事業の実施【新規】 性暴力・セクハラ等の女性に対する暴力を防止するため、男女共同参画推進週間や月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発事業に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・展示回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・0回 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回

(基本目標Ⅲ) 男女が互いに人権を尊重し大切に社会の実現

施策の方向7 性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援

男女が共に身体的特性について理解し合い、思いやりながら、生涯を通じて健康を享受できるように支援するため、性や健康に関する正しい知識や情報を提供するとともに、妊娠・出産などのライフステージや性差に応じた健康支援に取り組みます。

また、若者への性教育の充実を図るため、中・高校生を対象とした「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防教育出前講座」などを実施し、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力の養成に努めます。

施策番号 18 性や健康についての学習・教育の推進

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①性教育サポート事業の実施【継続】【再掲】 人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回度実施する。</p>	<p>・実施校数</p>	<p>・全中学25校</p>	<p>・全中学25校</p>
<p>②エイズ予防啓発普及活動の実施【継続】【再掲】 エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会等を実施する。</p>	<p>・実施回数 ・対象人数</p>	<p>・69回 ・10,000人</p>	<p>・100回 ・10,000人</p>
<p>③性といのちの健康教育出前講座の実施【継続】【再掲】 思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるために、小・中・高校生を対象とした保健師等による性といのちの出前講座(健康教育)を実施する。</p>	<p>・実施校数 ・参加人数</p>	<p>・30校 ・3,800人</p>	<p>・35校 ・4,000人</p>

施策番号 19 ライフステージや身体的特性に応じた健康支援

※現状値には「見込み」が含まれます。

具体的な事業	活動指標等	現状値 (24年度)	目標値 (29年度)
<p>①性差に応じた健康支援講座の実施【継続】★ 男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。</p>	<p>／の活動指標等・現状値・目標値は「男女共同参画推進講座等の実施」に含まれる。</p>		
<p>②がん検診の実施【継続】 健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、すべてのがんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。</p>	<p>【受診率】 ・胃がん ・肺がん ・大腸がん ・乳がん ・子宮がん ・前立腺がん</p>	<p>【受診率】 ・18.0% ・30.2% ・28.7% ・20.2% ・20.8% ・32.5%</p>	<p>【受診率】 ・23.5% ・36.8% ・35.6% ・22.8% ・30.4% ・42.7%</p>
<p>③女性の健康力アップ事業の実施【継続】 ア：女性の健康週間イベント 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。 イ：ピンクリボンキャンペーン 乳がんの正しい知識を普及啓発するとともに、自己触診と定期検診の大切さを理解してもらうことにより、乳がんの早期発見の促進を図るため、キャンペーンを実施する。</p>	<p>ア：女性の健康力 ・講演会の開催回数 ・参加人数 ・健康教室 ・参加人数 イ：ピンクリボン ・街頭キャンペーン回数 ・乳がん予防に関するアンケート ▽自己触診法の認知度 ▽自己触診法の実施率</p>	<p>・1回 ・100人 ・2回 ・50人 ・4回 ▽85% ▽35%</p>	<p>・1回 ・100人 ・3回 ・70人 ・4回 ▽100% ▽50%</p>
<p>④妊婦健康診査の実施【継続】 安心して妊娠・出産に取り組めるようにするため、妊婦健診を実施し、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。</p>	<p>・受診券利用率</p>	<p>・82.5%</p>	<p>・85.0%</p>
<p>⑤不妊に悩む人への支援【継続】 子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。</p>	<p>・助成件数</p>	<p>・887件</p>	<p>／</p>
<p>⑥ママパパ学級の実施【継続】【再掲】 安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師・栄養士などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習、グループワークを実施する。</p>	<p>・実施回数 ・受講者数</p>	<p>・66回 ・2,500人</p>	<p>・66回 ・3,320人</p>

第5章 計画の推進

1 市民，男女共同参画推進団体，事業者，教育関係者との協働

第3次男女共同参画行動計画の推進にあたっては，市民，男女共同参画推進団体，事業者，教育関係者との協力・連携が不可欠なことから，市民等との協働により男女共同参画行動計画の施策・事業に取り組みます。

2 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進の拠点として男女共同参画推進センターの更なる機能充実に努めます。男女共同参画推進センターは，次の4つの機能を持ち，各種事業を行います。

(1) 学習・研修

・講座や講演会，研修会を開催します。

(2) 相談支援

・男女共同参画に関する相談支援事業を行います。

(3) 交流・市民活動支援

・市民，事業者，市民団体等の支援や人材育成に取り組むとともに，各主体の交流を促進します。

(4) 情報収集・提供

・男女共同参画に関する情報の資料収集と提供を行います。

3 推進体制

本計画を推進するための総合的な体制は下記のとおりです。

(1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置

行動計画の策定及び推進，その他男女共同参画に関する施策等について検討するため，庁内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」を設置します。

(2) 宇都宮市男女共同参画審議会の設置

行動計画の策定又は変更，進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し意見を述べるため，学識経験者や関係機関，公募の市民などで構成する「宇都宮市男女共同参画審議会」を設置します。

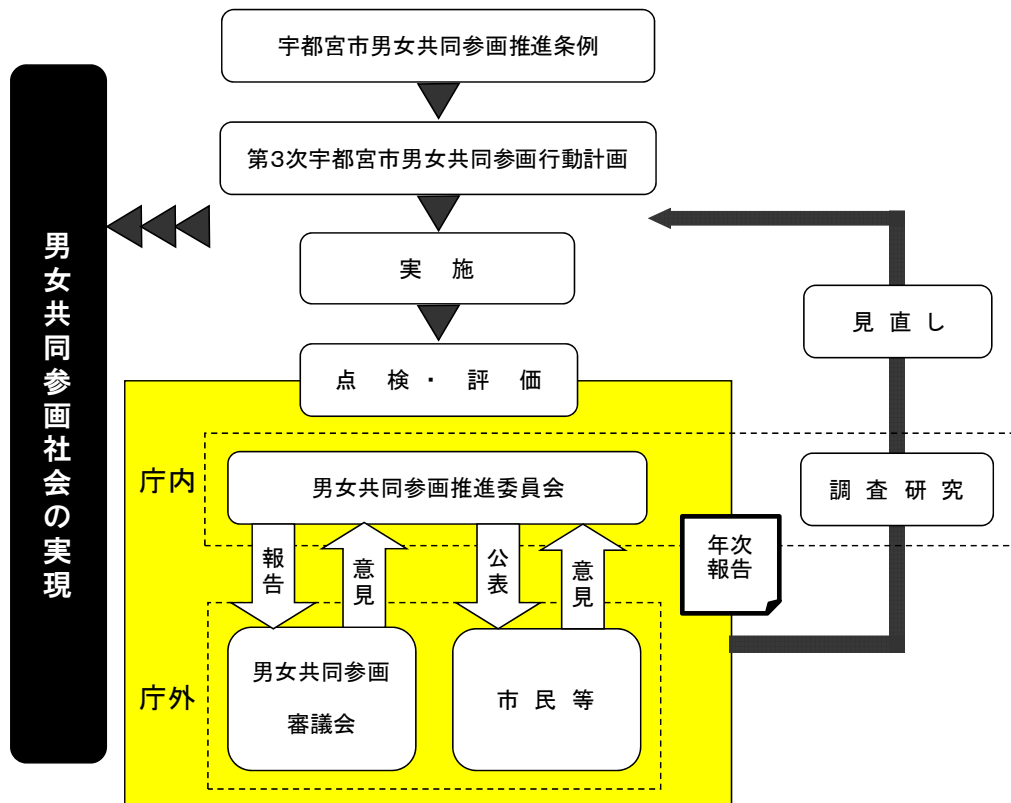
4 計画の進行管理

「宇都宮市男女共同参画推進条例」の第15条に基づき，毎年，行動計画の実施状況について年次報告書を作成し，公表します。年次報告書について，宇都宮市男女共同参画審議会をはじめ，市民の皆さんから意見を聴取し，次の施策に活かします。

5 調査・研究

男女共同参画を効果的に推進するためには，国際社会や国・県の動向などに留意・協調することが重要です。男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え，新たな施策に取り組むためにも，男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。

◆男女共同参画社会の実現に向けた体制◆



参考資料

1 国際婦人年以降の女性問題をめぐる世界・日本・栃木県・宇都宮市の動き

※○の中の数字は、「○月」を表す

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1975年 (昭和50年)	⑥国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）開催（メキシコシティ） ⑦「女性の地位向上のための世界行動計画」採択 ⑫国連総会で「国連婦人の10年」を決定	⑨総理府に「婦人問題企画推進本部，婦人問題担当室設置」（本部長は内閣総理大臣）設置 ⑦「女子教職員等育児休業法公布（76年④施行）」		
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」を開始（1976年～1985年）	⑥民法改正（離婚後も婚姻中の氏を使えることになる）		
1977年 (昭和52年)		①「国内行動計画」策定（S52～S61） ⑩国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館		
1979年 (昭和54年)	⑫国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）採択		④「企画部婦人青少年課」・「婦人行政連絡会議」発足 ⑦「栃木県婦人問題懇話会」設置	
1980年 (昭和55年)	⑦「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催（コペンハーゲン） 「女子差別撤廃条約」署名式（51ヶ国が署名） ⑦国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	⑤改正「民法・家事審判法」の公布（配偶者の法定相続分1/3から1/2へ）（81年①施行）		④市長公室広報課に婦人問題担当を設置 ⑥庁内の婦人施策関係課による「婦人問題庁内連絡会議」設置
1981年 (昭和56年)	⑥ILO第156号「男女労働者・家族的責任を有する労働者の機会及び均待遇の均等に関する条約」採択	⑤「国内行動計画後期重点目標」設定	③「婦人のための栃木県計画」策定（S56～S60）	④「婦人青少年課」設置 ⑤「宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1982年 (昭和57年)				⑧「婦人のための宇都宮市総合計画」策定（S57～S60） ②第1回「宇都宮市婦人のつどい」をこの年から開催

参考資料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1984年 (昭和59年)		⑤改正「国籍法」及び「戸籍法」の公布（子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ）(85年①施行)		
1985年 (昭和60年)	⑦「国連婦人の10年」世界会議（第3回世界女性会議）開催（ケニア・ナイロビ） ⑦「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	⑥「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」（男女雇用機会均等法）公布（86年①施行） ⑤改正「国民年金法」の公布（女性の年金権確立，86年④施行） ⑥「女子差別撤廃条約」批准		⑥「第2次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1986年 (昭和61年)		②「婦人問題企画推進有識者会議」開催	②「とちぎ新時代女性プラン」策定（S61～H2）	④「宇都宮市婦人青少年センター」設置 ④「宇都宮市婦人団体連絡協議会」発足 ⑧「第3次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1987年 (昭和62年)		⑤「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（S62～H12）	■第1回婦人のつどい開催	⑧「第2次婦人のための宇都宮市総合計画（うつのみや女性プラン）」策定（S61～H7）
1988年 (昭和63年)			■栃木県婦人団体連絡協議会発足	
1989年 (平成元年)		③新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修）		
1990年 (平成2年)	⑤「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（～2000年）			④「婦人」の呼称を「女性」に改めることに伴い，文章表記において「婦人問題」を「女性問題」とする ⑧「第4次宇都宮市婦人問題懇話会」設置
1991年 (平成3年)		⑤「育児休業等に関する法律」公布（92年④施行） ⑤西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）策定（H3～H12）	③「とちぎ新時代女性プラン二期計画」策定（H3～H7） ④「婦人」の呼称を「女性」に改める ■「婦人総合センター（仮称）基本構想」策定	⑨「第2次女性のための宇都宮市総合計画 改定版（うつのみや女性プラン）」策定
1992年 (平成4年)		⑫初の婦人問題担当大臣任命	■「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定	④組織名称における「婦人」の呼称を「女性」に改める ④「婦人青少年センター」を「女性青少年センター」に改める
1993年 (平成5年)	⑥世界人権会議開催「ウィーン宣言及び行動計画」（女性の平等の地位と女性の人権）採択 ⑫国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	④中学校での家庭科の男女必修完全実施 ⑫「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行		

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
1994年 (平成6年)	⑥「ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択(ILO総会) ⑨国際人口・開発会議(カイロ)「行動計画」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱)	④高校での家庭科の男女必修完全実施 ⑥総理府「男女共同参画審議会」「男女共同参画室」設置 ⑦内閣「男女共同参画推進本部」設置・発足		
1995年 (平成7年)	⑨第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」「北京行動綱領」の採択(～2000年)	④「ILO第156号条約」(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ⑥「育児介護休業法」の公布(介護休業制度の法制化)(95年⑩施行,一部99年④施行)	⑥財団法人とちぎ女性センター設立	
1996年 (平成8年)		⑫「男女共同参画2000年プラン」策定(H8～H12)	③「とちぎ新時代女性プラン三期計画」策定(H8～H12) ④「パルティとちぎ女性センター」開館 ④女性青少年課に名称変更 ⑦「男女共同参画推進本部」の設置	②「第5次宇都宮市婦人問題懇話会」設置 ⑩「日本女性会議'96うつのみや」開催,家庭,地域,職場などの領域における男女共生社会実現をめざした「うつのみや宣言」採択
1997年 (平成9年)		⑩「男女雇用機会均等法」改正(99年④施行) ⑫「介護保険法」公布(00年④施行)		⑪「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」策定(H9～H18)
1998年 (平成10年)		④「男女雇用機会均等法」改正(一部を除き99年④施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。)		②「男女共同参画社会をめざす宇都宮市民会議」発足 ④「女性青少年課」を廃止し「女性政策課」と「青少年課」を設置 ⑩宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会設置
1999年 (平成11年)		④改正「男女雇用機会均等法」施行 ④「育児介護休業法」一部施行 ⑥「男女共同参画社会基本法」公布・施行	⑦「栃木県男女共同参画懇話会」を設置	③「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」の下位計画として「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画実施プラン」を策定(H10～H14)
2000年 (平成12年)	⑥世界女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言及び成果文書」採択	⑪改正「育児介護休業法」公布(02年④施行) ⑫「男女共同参画基本計画」策定	④生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に設置	
2001年 (平成13年)		①内閣府に「男女共同参画会議」設置,男女共同参画局設置 ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」公布・施行	③「とちぎ新時代女性プラン三期計画」の改定計画である「とちぎ男女共同参画プラン」策定(H13～H17) ③「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成13～17)	

参考資料

年	世界の動き	日本の動き	栃木県の動き	宇都宮市の動き
2002年 (平成14年)			⑫「栃木県男女共同参画推進条例」制定	④「女性政策課」を「男女共同参画課」に改める ⑥「宇都宮市男女共同参画社会づくり懇談会」設置
2003年 (平成15年)		⑦「次世代育成支援推進法」施行	④「栃木県男女共同参画推進条例」施行 ④栃木県男女共同参画審議会設置	⑦「宇都宮市男女共同参画推進条例」施行 ⑦「宇都宮市男女共同参画審議会」設置 ⑦「宇都宮市男女共同参画推進センター」開設
2004年 (平成16年)	②第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	⑫改正「育児介護休業法」の公布(05年④施行) ⑫改正「DV防止法」の施行	④パーティとちぎ女性センターをパーティとちぎ男女共同参画センターに名称変更	②「宇都宮市男女共同参画行動計画 うつのみやパートナープラン」策定
2005年 (平成17年)		⑫「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ⑫「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	⑪「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定(平成17～20)	
2006年 (平成18年)		⑫「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 ⑩改正「男女雇用機会均等法」の公布・施行	③「とちぎ男女共同参画プラン」【二期計画】策定(平成18～22) ③「第2期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(平成18～22)	⑩「第17回男女共同参画全国都市会議inうつのみや」の開催
2007年 (平成19年)	⑫「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	⑫「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	④組織改編により青少年男女共同参画課となる	
2008年 (平成20年)		①改正「DV防止法」の施行 ④「パートタイム労働法」一部改正・施行		③「第2次男女共同参画行動計画」の策定 ④配偶者暴力相談支援センター設置
2009年 (平成21年)	③第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	⑦改正「育児介護休業法」の公布(10年⑥施行、一部12年⑦施行)	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(平成21～23)	③「配偶者からの暴力対策基本計画」策定
2010年 (平成22年)		⑫「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		
2011年 (平成23年)			③「とちぎ男女共同参画プラン(三期計画)」策定(平成23～27) ④とちぎ男女共同参画センター開所	③結婚相談所を廃止
2012年 (平成24年)				③「第3次男女共同参画行動計画」策定

2 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1979年12月18日 国際連合総会採択 1985年6月25日 批准)

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国連及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

参考資料

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女

子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

参考資料

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

参考資料

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は

参考資料

1 8人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

参考資料

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、

参考資料

及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男

- 女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円

参考資料

滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正年月日:平成十九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二

内閣総理大臣，国家公安委員会，法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては，次に掲げる事項につき，次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更しようとするときは，あらかじめ，関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は，基本方針を定め，又はこれを変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三

都道府県は，基本方針に即して，当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては，次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は，基本方針に即し，かつ，都道府県基本計画を勘案して，当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は，都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

5 主務大臣は，都道府県又は市町村に対し，都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条

配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二

警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けた旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている

参考資料

者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害

を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされ

参考資料

ることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条

前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条

第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条

裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し

参考資料

又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条

第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるの

参考資料

は「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条

この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性

等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条

都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条

国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

参考資料

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条

保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条

第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

5 宇都宮市男女共同参画推進条例

(平成15年宇都宮市条例第29号 平成15年6月27日公布 平成15年7月1日施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をはじめとした国際的な取組と連動して進められ、男女共同参画社会基本法などの法律や制度が整備されてきた。

宇都宮市においては、国内外の動向を考慮しつつ、本市の実情に応じた男女共同参画に関する様々な施策を積極的に展開してきた。

しかしながら、社会的又は文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる考え方が依然として存在し、多くの市民が社会における男女間の不平等を感じている状況があり、さらに、配偶者等への暴力的行為など解決しなければならない課題が未だに残されている。

このような状況の中、少子高齢社会の到来、国際化及び高度情報化の急速な進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた宇都宮市を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が緊要である。

ここに、宇都宮市は、男女共同参画社会の実現を21世紀における市政の重要課題と位置付け、次世代を担う子どもたちに夢と誇りをもって引き継げる都市を築くため、市民、事業者、市が相互に協力し、及び連携し、豊かで活力のある男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市民、事業者、市等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市民の責務)

第4条 市民は、前条各号に規定する事項（以下「基本理念」という。）にのっとり、社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市がこの条例に基づき実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定する責務を有する。

2 市は、前項の施策について、市民及び事業者と相互に協力し、及び連携し、一体となって実施する責務を有する。

参考資料

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育，社会教育その他の教育に携わる者（以下「教育関係者」という。）は，基本理念にのっとり，その教育を行う過程において，男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は，行動計画を策定するに当たっては，あらかじめ，市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに，宇都宮市男女共同参画審議会（第23条第1項を除き，以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 市長は，行動計画を策定したときは，これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は，行動計画の変更について準用する。

(意識の啓発)

第9条 市は，男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため，家庭，職場，学校，地域等における広報活動の実施，学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は，男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため，研修の実施，講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は，市民，事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため，情報の提供，助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第12条 市は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し，調整し，及び実施するため，必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 市は，男女共同参画の推進に関する施策を実施し，市民，事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため，拠点となる施設の整備に努めるものとする。

- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第13条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出を受けたときは、適切に対応するよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、市における政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置（以下「積極的改善措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第16条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

第3章 各分野での取組等

(家庭での取組等)

第17条 家族を構成する者は、相互の理解の下に、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるよう努めるものとする。

- 2 市は、前項に規定する家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを円滑に行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

参考資料

(職場での取組等)

第18条 事業者は、事業活動において男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 事業者は、男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 市は、第1項の規定に基づき機会の確保が図られ、及び前項の規定に基づき職場環境の整備が促進されるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 市は、必要があると認めるときは、事業者に対して、男女共同参画の推進に関する広報及び男女共同参画の状況等の把握について協力を求めるものとする。

(教育分野での取組等)

第19条 教育関係者は、自ら男女共同参画の推進について研さんし、男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動を通じて、その教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が増進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の男女共同参画の推進に関する教育、学習その他の活動の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域での取組等)

第20条 地域住民の組織である公共的団体の構成員は、自主的な啓発活動を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市は、前項の構成員と連携を図りながら、同項の自主的な啓発活動の実施に協力するよう努めるものとする。

第4章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

第5章 宇都宮市男女共同参画審議会

第23条 市に、宇都宮市男女共同参画審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定又は変更について、第8条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき意見を述べること。
- (2) 意見の申出への対応について、第13条第2項の規定に基づき意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進について必要な事項を調査審議すること。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 審議会の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 委任

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

6 宇都宮市男女共同参画推進条例施行規則

平成 15 年 6 月 27 日

規則第 47 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市男女共同参画推進条例(平成 15 年条例第 29 号。以下「条例」という。)第 24 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申出者及び相談者)

第2条 条例第 13 条第 1 項の意見の申出(以下「申出」という。)及び条例第 22 条の相談を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(申出及び対応の通知)

第3条 申出は、次に掲げる事項を記載した意見申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行うものの氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の理由
- (3) 申出の概要
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

2 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を申出対応通知書により当該申出を行ったものに通知するものとする。

(委員)

第4条 宇都宮市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民まちづくり部男女共同参画課において処理する。

(審議会の運営)

第10条 前6条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(様式)

第11条 この規則に規定する意見申出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

7 宇都宮市男女共同参画審議会

(1) 宇都宮市男女共同参画審議会委員名簿

平成25年1月末現在

氏名	男	女	所属団体・役職名等
山口 哲子		1	宇都宮文星短期大学地域総合文化学科教授
末 廣 啓子		1	宇都宮大学キャリア教育・就労支援センター教授
松 浦 貴子		1	栃木労働局雇用均等室長
渡 辺 和 枝		1	とちぎ男女共同参画センター参事兼所長
横 松 宏 明	1		宇都宮商工会議所議員
高 橋 利 和	1		宇都宮市中学校長会 (宇都宮市立豊郷中学校校長)
田 渕 光 与		1	宇都宮市小学校長会 (宇都宮市立明保小学校校長)
君 島 道 夫	1		日本労働組合総連合会栃木連合会 宇河地域協議会事務局次長
武 田 茂 幸	1		宇都宮市医師会理事
鈴 木 逸 朗	1		宇都宮市民生委員児童委員協議会会長
菊 池 昌 彦	1		下野新聞社取締役主筆
下 地 博 子		1	栃木県弁護士会弁護士
小 林 博 彦	1		男女共同参画社会の実現を目指す うつのみや市民会議会長
小 川 暢 子		1	宇都宮市女性団体連絡協議会副会長
安 藤 正 知	1		宇都宮市まちづくりセンター長兼事務局長
中 村 明 美		1	認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ理事長
砂 川 正 子		1	公募委員
後 藤 紀 代 美		1	公募委員
	8	10	

(2) 諮問

宇都宮市男女共同参画審議会
会長 山口哲子様

宮男女共第295号
平成24年6月27日

宇都宮市長 佐藤栄一
(市民まちづくり部男女共同参画課扱)

(仮称) 第3次宇都宮市男女共同参画行動計画について (諮問)

このことについて、宇都宮市男女共同参画推進条例（平成15年条例第29号）第8条第2項に基づき、(仮称) 第3次宇都宮市男女共同参画行動計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

(3) 意見書

宇都宮市長 佐藤栄一様

平成25年2月6日

宇都宮市男女共同参画審議会
会長 山口哲子

(仮称) 第3次宇都宮市男女共同参画行動計画について

平成24年6月27日付 宮男女共第295号をもって諮問のあった(仮称) 第3次宇都宮市男女共同参画行動計画について、別紙のとおり意見を述べます。

第3次宇都宮市男女共同参画行動計画

意見書

平成25年2月6日

宇都宮市男女共同参画審議会

1 意見書の提出にあたって

宇都宮市男女共同参画審議会は、宇都宮市が平成 20 年 3 月に策定した「第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画」を改定するにあたり、宇都宮市長からの諮問に応じ、専門的な見地から意見を提言するものである。

当審議会は、平成 24 年 6 月 27 日の第 1 回の会議以降、計 4 回にわたり審議を重ねてきたところである。

現在、少子高齢化の一層の進展や世界的な経済情勢の悪化など、我が国を取り巻く社会環境は大きな転換期を迎えており、このような社会経済情勢のめまぐるしい変化に対応し、活力ある都市を築いていくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現が必要である。

宇都宮市では、平成 20 年 3 月に策定した「第 2 次宇都宮市男女共同参画行動計画」の主要な柱として、「男女共同参画意識の醸成」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「女性に対する暴力の根絶」の 3 つを掲げ、さまざまな施策・事業に取り組んできた。

しかし、この間に、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、国の第 3 次男女共同参画基本計画の策定など、男女共同参画社会を取り巻く動向は大きく変化してきており、現行計画の見直しが求められている。

また、平成 23 年度に宇都宮市が実施した市民意識調査によると、依然として、社会全体において男女の地位に不平等感や性別による固定的な役割分担意識があること、「仕事」と「仕事以外の生活」との両立では理想と現実に大きな乖離があること、意思決定の場への女性の参画が進まないこと、DV やセクシャル・ハラスメントなど特に女性に対する人権が侵害されていることなど、解決すべき問題が存在していることが明らかになった。

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、私たちの生き方や価値観を問いかける大きな出来事となり、家庭や地域をはじめとした人と人との「絆」や、節電をきっかけとした効率的な働き方、防災分野における女性の参画の必要性など、さまざまなことを見つめ直すきっかけとなった。

当審議会では、このような課題認識のもと、「第 3 次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するにあたっての基本的な考え方について、次のとおり、意見をとりまとめる。

2 計画策定における基本的な考え方について（意見）

宇都宮市は、2次におたる「宇都宮市男女共同参画行動計画」において、男女共同参画の「基盤づくり」や「環境づくり」に取り組んできたが、これらの取り組みを継承しつつ、地域や社会において、市民一人ひとりの「行動」や目に見える形で「実践」につながる計画とするため、当審議会では、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の策定において特に留意すべき重要な視点として、次の3点について意見を述べるものである。

（1）「意思決定の場」における男女共同参画の推進

我が国における国家公務員・地方公務員の管理職に占める女性の割合、国や地方公共団体の審議会等に占める女性の割合など、「意思決定の場」における女性の参画機会は依然として低水準であり、宇都宮市における審議会等委員に占める女性の割合は24.3%と、国の33.8%を下回っている（ともに平成22年度）。

国は、「社会のあらゆる分野において、平成32（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を掲げており、宇都宮市においても女性の登用促進や人材の発掘・育成など、女性の参画強化に向けた施策を積極的に展開すること。

（2）男女がともに活躍できる分野の拡大

「さまざまな分野における男女共同参画社会」を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、特定の分野に固執することなく、男女がともに活躍できる分野を拡げることが必要である。

このため、東日本大震災を契機に見直されている防災分野への女性の参画をはじめ、地域活動など、まちづくりにおける男女共同参画を推進するとともに、女性のための再就職支援や起業支援などにより、就労の場における男女共同参画の推進を図ること。

（3）ワーク・ライフ・バランスを生み出す環境づくりを推進

仕事と家庭生活・地域活動などが充実し、好循環を生み出す環境をつくるためには、経営者や勤労者などの働き方に対する意識改革や、働きやすい職場環境づくりと社会環境の整備が必要である。

また、我が国は、人類史上初めて経験する「大介護時代」を迎えようとしており、ワーク・ライフ・バランスを実現していくうえで、「仕事と子育て」とともに、今後、「仕

事と介護との両立」が大きな課題になってくるものと予想されている。

このため、宇都宮市においては、経営者や勤労者などにワーク・ライフ・バランスに取り組む意義・重要性の啓発や、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の先進事例や新制度の情報提供など、企業等における働きやすい職場環境づくりの促進を図ること。

また、保育ニーズに対応した施設整備の促進や、多様化する保護者の就労形態に対応した保育サービスの充実、介護保険事業の着実な実施など、ワーク・ライフ・バランスを生み出す環境づくりを更に推進していくこと。

宇都宮市においては、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の策定にあたり、本意見書の趣旨を十分に反映するとともに、計画推進にあたっては、市民、男女共同参画推進団体、事業者、教育関係者と連携しながら、男女共同参画施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待する。



平成25年2月6日 意見書の手交式（提出式）の様子
(写真左手：菊池昌彦副会長，中央：山口哲子会長，右手：佐藤栄一市長)

参考資料

(4) 宇都宮市男女共同参画審議会の会議経過

回	開催日	主な内容
第1回	平成24年 6月 27日	<ul style="list-style-type: none">・第3次行動計画の基本的な考え方・行動計画の策定体制やスケジュール・課題の抽出 等
第2回	平成24年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none">・第3次行動計画の基本理念と基本目標・計画の体系・特徴的な取り組み 等
第3回	平成24年 9月 26日	<ul style="list-style-type: none">・第3次行動計画の体系と施策の展開・重点事業・成果指標・具体的な事業 等
第4回	平成24年 11月 7日	<ul style="list-style-type: none">・計画の素案

第3次宇都宮市男女共同参画行動計画

平成25年2月

発行・編集 宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL 028-632-2346

FAX 028-632-2347

E-mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp